

住宅福祉連携に係る市町村照会事項 【報告書】

住宅福祉連携に係る市町村照会事項報告書作成 担当/「福島県居住支援協議会あんしん支援居住専門部会」

福島県土木部建築住宅課
福島県土木部建築指導課
福島県保健福祉部障がい福祉課
福島県保健福祉部高齢福祉課
福島県避難地域復興局生活拠点課
福島県自立支援協議会

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
(公社)福島県宅地建物取引業協会
(公社)全日不動産協会福島県本部
(公財)日本賃貸住宅管理協会福島県本部
全国賃貸住宅経営者協会連合会福島県支部
(一社)福島県建築士事務所協会
(一財)福島県建築安全機構(事務局)

平成 30 年度
重層的住宅セーフティネット構築支援事業
【住宅福祉連携強化事業】
福島県居住支援協議会

- ◇実施年度：平成30年度
- ◇事業名：重層的住宅セーフティネット構築支援事業
【住宅福祉連携強化事業】
- ◇事業主体：福島県居住支援協議会
- ◇事業期間：平成30年11月27日～平成31年2月25日

■配布・回収結果

区分	自治体数	回答数	未回答数	回収率
市部	13	13	0	100.00%
町村部	46	26	20	56.52%
合計	59	39	20	66.10%

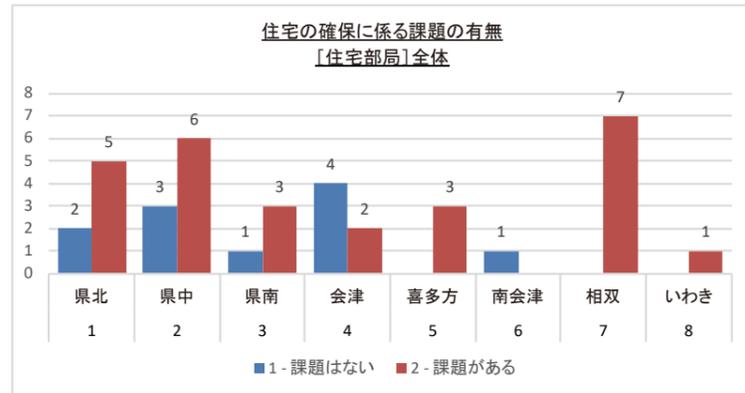
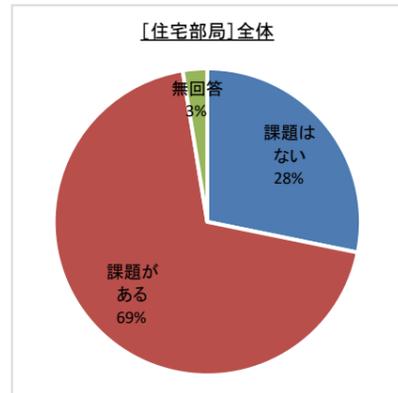
■未回答自治体一覧

市町村C	市町村
8	大玉村
14	石川町
19	三春町
20	小野町
22	西郷村
23	泉崎村
24	中島村
28	塙町
29	鮫川村
34	磐梯町
39	三島町
41	昭和村
42	会津美里町
43	下郷町
44	檜枝岐村
46	南会津町
52	川内村
54	双葉町
56	葛尾村
57	新地町

福祉・住宅連携に係る市町村照会事項

1. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について
住宅確保要配慮者の住宅(居場所)の確保に係る課題についてお尋ねします。

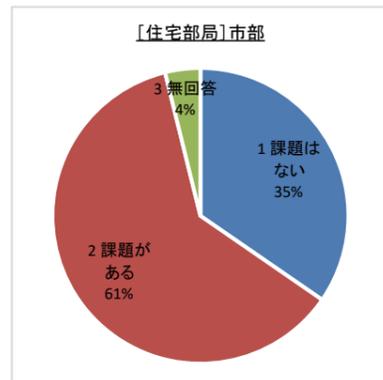
1) 住宅部局 【課題の有無】



課題の有無	回答C	回答	方部名								総計
			1 県北	2 県中	3 県南	4 会津	5 喜多方	6 南会津	7 相双	8 いわき	
1	課題はない	2	3	1	4	1					11
2	課題がある	5	6	3	2	3		7	1		27
3	無回答							1			1
総計			7	9	4	6	3	1	8	1	39

【市部】回答13/13市

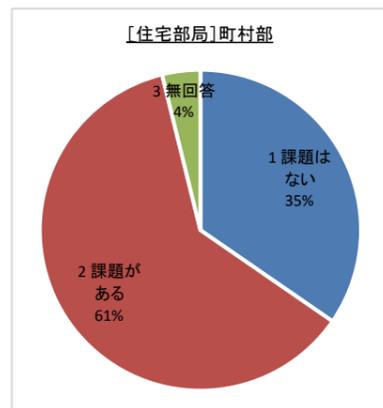
/ 質問1 [住宅] 課題有無C		集計
1	課題はない	2
2	課題がある	11
総計		13



課題の有無	自C	自治体	1		2	
			課題はない	課題がある	課題はない	課題がある
1	福島市			●		
2	二本松市			●		
3	伊達市			●		
4	本宮市		●			
9	郡山市			●		
10	須賀川市			●		
11	田村市		●			
21	白河市			●		
30	会津若松市			●		
31	喜多方市			●		
47	相馬市			●		
48	南相馬市			●		
59	いわき市			●		
総計			2	11		

【町村部】回答26/46町村

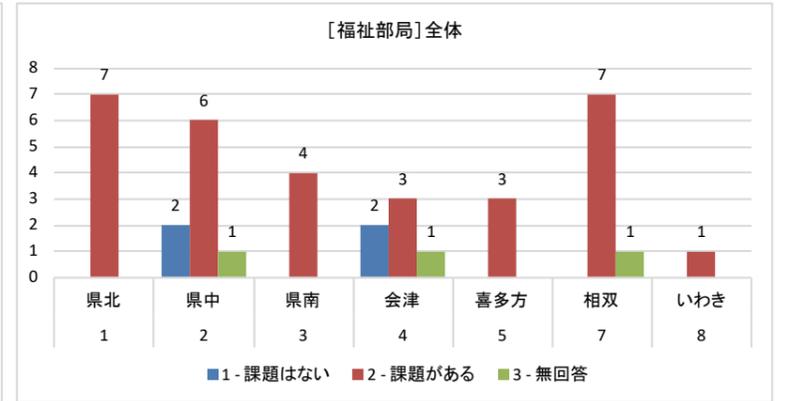
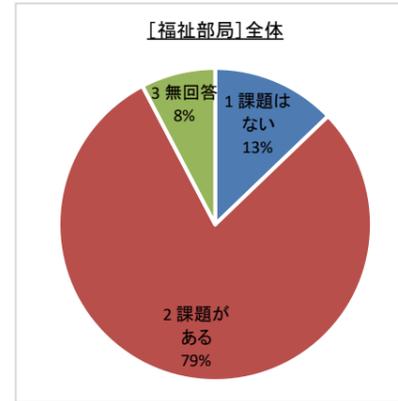
/ 質問1 [住宅] 課題有無C		集計
1	課題はない	9
2	課題がある	16
3	無回答	1
総計		26



課題の有無	自C	自治体	1		2		3	
			課題はない	課題がある	課題はない	課題がある	無回答	無回答
5	桑折町			●				
6	国見町			●				
7	川俣町		●					
12	鏡石町			●				
13	天栄村			●				
15	玉川村		●					
16	平田村		●					
17	浅川町			●				
18	古殿町			●				
25	矢吹町			●				
26	棚倉町			●				
27	矢祭町		●					
32	北塩原村		●					
33	西会津町			●				
35	猪苗代町			●				
36	会津坂下町			●				
37	湯川村		●					
38	柳津町		●					
40	金山町		●					
45	只見町		●					
49	広野町			●				
50	榎葉町			●				
51	富岡町			●			●	
53	大熊町			●				
55	浪江町			●				
58	飯館村			●				
総計			9	16				1

※課題について、住宅部局、福祉部局のいずれか「課題有り」または「無回答」としている自治体

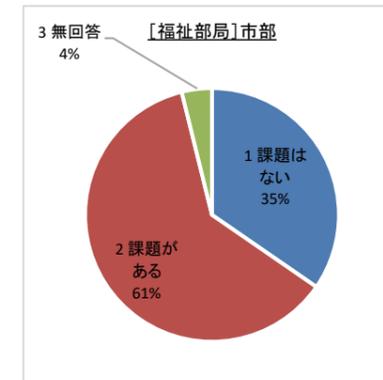
2) 福祉部局 【課題の有無】



課題の有無	回答C	回答	方部名								総計	
			1 県北	2 県中	3 県南	4 会津	5 喜多方	7 相双	8 いわき	6 南会津		
1	課題はない	2		2		2					1	5
2	課題がある	7	6	4	3	3	7	1				31
3	無回答		1	1		1		1				3
総計			7	9	4	6	3	8	1	1	1	39

【市部】回答13/13市

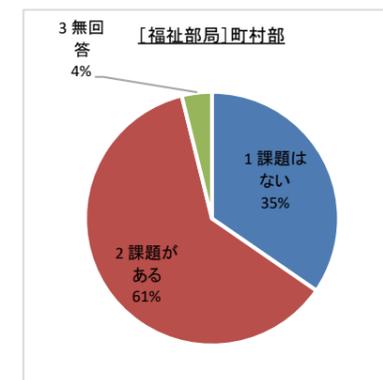
/ 質問1 [福祉] 課題有無C		集計
1	課題はない	1
2	課題がある	12
総計		13



課題の有無	自C	自治体	1		2	
			課題はない	課題がある	課題はない	課題がある
1	福島市			●		
2	二本松市			●		
3	伊達市			●		
4	本宮市		●			
9	郡山市			●		
10	須賀川市			●		
11	田村市		●			
21	白河市			●		
30	会津若松市			●		
31	喜多方市			●		
47	相馬市			●		
48	南相馬市			●		
59	いわき市			●		
総計			1	12		

【町村部】回答26/46町村

/ 質問1 [福祉] 課題有無C		集計
1	課題はない	4
2	課題がある	19
3	無回答	3
総計		26



課題の有無	自C	自治体	1		2		3	
			課題はない	課題がある	課題はない	課題がある	無回答	無回答
5	桑折町			●				
6	国見町			●				
7	川俣町			●				
12	鏡石町			●				
13	天栄村			●				
15	玉川村			●			●	
16	平田村		●					
17	浅川町			●				
18	古殿町			●				
25	矢吹町			●				
26	棚倉町			●				
27	矢祭町			●				
32	北塩原村			●				
33	西会津町			●				
35	猪苗代町			●				
36	会津坂下町			●				
37	湯川村			●			●	
38	柳津町		●					
40	金山町		●					
45	只見町		●					
49	広野町			●				
50	榎葉町			●				
51	富岡町			●			●	
53	大熊町			●				
55	浪江町			●				
58	飯館村			●				
総計			4	19				3

※課題について、住宅部局、福祉部局のいずれか「課題有り」または「無回答」としている自治体

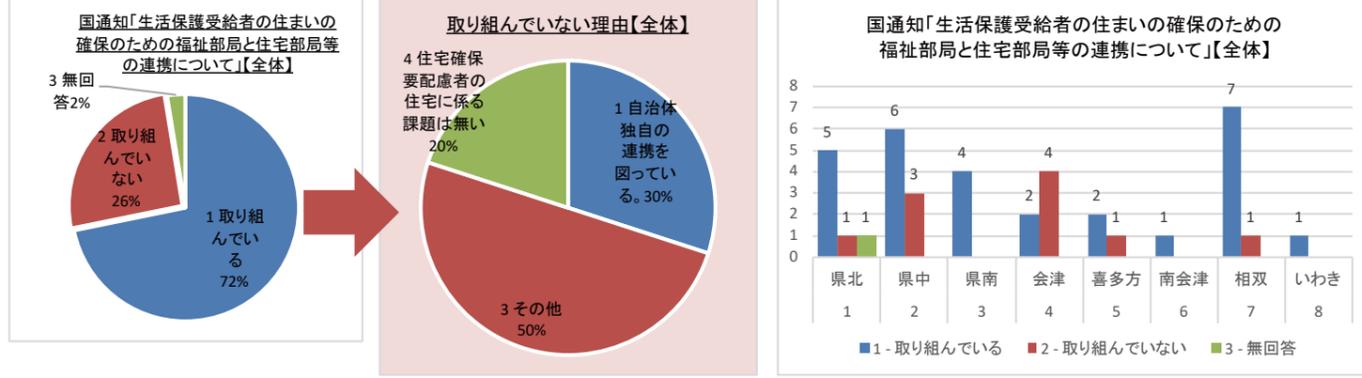
1. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について
住宅確保要配慮者の住宅(居場所)の確保に係る課題についてお尋ねします。

自C	自治体	質問1【住宅】 課題の有無	質問1【住宅】事例	質問1【福祉】 課題の有無	質問1【福祉】事例
1	福島市	課題がある	無回答	課題がある	障がいの種類や家族構成に応じた仕様の住宅の確保 身寄りのない障がい者の住宅の確保 身寄りのない高齢者の住宅の確保 生計困難者及び生活保護受給者で、連帯保証人がいない場合、市営住宅に入居できない。
2	二本松市	課題がある	市税滞納	課題がある	無回答
3	伊達市	課題がある	無回答	課題がある	本人死亡後の退去手続き等を行う親族が見つからない場合の対応が困難。
4	本宮市	課題はない		課題がある	無回答
5	桑折町	課題がある	入居者が連帯保証人の確保ができない場合、緊急連絡先を提供していただけるよう依頼しているが、その確保もできない入居者が皆無ではないこと。また、入居者に生活保護受給者が少なくないことから、福祉部局との連携が大きな課題となっている。	課題がある	公営住宅について、「生活困窮者」「生活保護者」「母子父子家庭」「障がい者」「高齢者」等の優先的な入居要件がないため、住宅の確保が難しい。
6	国見町	課題がある	無回答	課題がある	無回答
7	川俣町	課題はない		課題がある	緊急連絡先や保証人となる家族等がないため、入居困難となる場合がある
9	郡山市	課題がある	無回答	課題がある	ホームレスの方で、自分で居室確保できる力がなく、支援する親族友人もなく保証人もいない。 精神疾患をもつ高齢者、保証人緊急連絡先がない高齢者の住居の受け入れ先がなく住宅確保が困難である。
10	須賀川市	課題がある	無回答	課題がある	無回答
11	田村市	課題はない		課題はない	無回答
12	鏡石町	課題がある	エレベーターがない。	課題がある	無回答
13	天栄村	課題がある	無回答	課題がある	無回答
15	玉川村	課題はない		無回答	無回答
16	平田村	課題はない		課題はない	無回答
17	浅川町	課題がある		課題がある	無回答
18	古殿町	課題がある	無回答	課題がある	無回答
21	白河市	課題がある		課題がある	無回答
25	矢吹町	課題がある		課題がある	無回答
26	棚倉町	課題がある	無回答	課題がある	無回答
27	矢祭町	課題はない		課題がある	無回答
30	会津若松市	課題がある	民法改正に伴い連帯保証人の確保が更に困難になることが懸念され、債務保証業者等の活用について検討が必要と考える。	課題がある	住宅確保要配慮者それぞれの個別具体的な理由による。経済的困窮や家族関係の悪化等により急を要する住居確保の場合、家賃が低廉な公営住宅を紹介するが、条件に合致する居室が提供できないことが多い。
31	喜多方市	課題がある	無回答	課題がある	グループホームに空きがなく、アパート等を求めるが保証人の課題がある。
32	北塩原村	課題はない		課題がある	高齢者は全般所得が低い為、村営住宅に入る人はほとんどいないと思われる。村内に1ヶ所だけだが、高齢者のための生活支援ハウスがあり、需要があるため常に満床。介護に認定を受けている人にとっても暮らしやすいところのため、公営住宅よりも高齢者にとっては暮らしやすいと思われる。常に満床(10床)及び待機者がいる。
33	西会津町	課題がある	無回答	課題がある	なし
35	猪苗代町	課題がある	親族等が居ない場合、緊急時の連絡先や死亡した場合の原状回復や家財処分が困難となっている。 完全バリアフリーエレベーター付きの住宅が1棟しかないため、車イス等利用者が入居できる住宅が少ない。	課題がある	無回答
36	会津坂下町	課題がある	無回答	課題がある	生活状況により転居等させたいケースがあるが、収入や家族近隣住民との関係を考慮すると現実的に困難となる。
37	湯川村	課題はない		無回答	無回答
38	柳津町	課題はない		課題はない	無回答
40	金山町	課題はない		課題はない	無回答
45	只見町	課題はない		課題はない	無回答
47	相馬市	課題がある	民間賃貸住宅の家賃が高い傾向があること。 古い市営住宅だと浴室等の設備が整備されていないため、設備投資にかかる初期費用が高くなってしまふこと。	課題がある	複合的な理由により、自立のための住宅確保が困難なケースがあるほか、相双管内に一時的な生活支援施設もない状況である。
48	南相馬市	課題がある	無回答	課題がある	無回答
49	広野町	課題がある		課題がある	無回答
50	楡葉町	課題がある	高齢で身寄りがなく、連帯保証人の確保が難しい	課題がある	無回答
51	富岡町	無回答		無回答	無回答
53	大熊町	課題がある	無回答	課題がある	無回答
55	浪江町	課題がある	無回答	課題がある	無回答
58	飯館村	課題がある	無回答	課題がある	無回答
59	いわき市	課題がある	市営住宅の入居に際し、原則、2名の連帯保証人が必要となるが、連帯保証人の確保ができずに入居申込みを断念するケースがあると思われる。(住宅営繕課) 民間住宅の供給促進に関しましては、行政機関における福祉関係部局と住宅関係部局との連携に加え、地域の福祉関係団体や不動産関係団体等の連携が大変重要であると考えております。(住まい政策課)	課題がある	保証人が確保することができない要配慮者が多く、保証人を不要とする賃貸住宅に入居が集中している。また、入居者が死亡した場合の家財道具等の処分について対応することができないが、賃貸人の理解を得られないことが多く、苦慮している。

2. 住宅福祉の連携について

国通知「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」平成27年6月11日付け社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号、ほか)に基づく具体的な取り組みについてお尋ねします。【別紙1参照】

【全体】



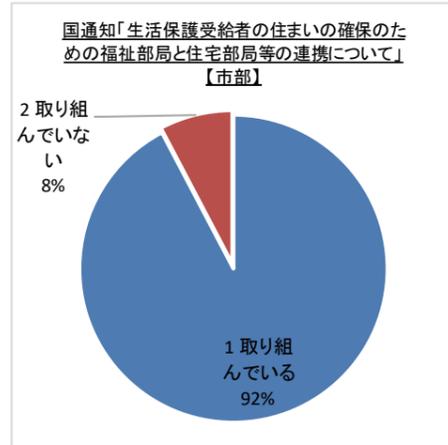
質問2取組状況	方部C 方部名								総計
	1 県北	2 県中	3 県南	4 会津	5 喜多方	6 南会津	7 相双	8 いわき	
1 取り組んでいる	5	6	4	2	2	1	7	1	28
2 取り組んでいない	1	3		4	1		1		10
3 無回答	1								1
総計	7	9	4	6	3	1	8	1	39

◆取り組んでいない理由

質問2質問2-②取り組んでいない理由	集計
1 自治体独自の連携を図っている	3
3 その他	5
4 住宅確保要配慮者の住宅に係る課題は無い	2
総計	10

【市部】回答13/13市

質問2取組状況C	集計
1 取り組んでいる	12
2 取り組んでいない	1
総計	13



質問2取組状況C	1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
1 福島市	●	
2 二本松市	●	
3 伊達市	●	
4 本宮市	●	
9 郡山市	●	
10 須賀川市	●	
11 田村市	●	
21 白河市	●	
30 会津若松市	●	
31 喜多方市		●
47 相馬市	●	
48 南相馬市	●	
59 いわき市	●	
総計	12	1

◆取組内容

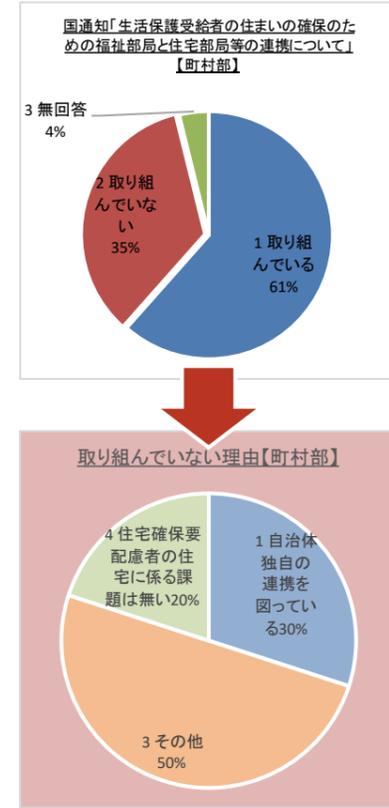
自C 自治体	質問2-①取組内容
1 福島市	住宅使用料の代理納付 部局間の情報提供
2 二本松市	生活指導、情報共有（生活保護受給者の異動等）、代理納付
3 伊達市	生活保護者の市営住宅入居に関する相談及び入居者の家賃等の代理納付を行っている。
4 本宮市	福祉部局に対して公営住宅の空き状況や次回募集の予定等の情報提供を行っている。
9 郡山市	住宅扶助の代理納付公営住宅への入居
10 須賀川市	住宅扶助に係る代理納付制度を積極的に活用している。生活保護受給者が市営住宅へ入居した場合、住宅福祉部局間で連携を図り、必要な情報提供や助言等を行っている。
11 田村市	情報提供
21 白河市	福祉部局と住宅部局とで緊密な情報交換を行うなど連携を図っている。
30 会津若松市	代理納付制度の活用及び公営住宅への入居。
47 相馬市	転居を指導している被保護者に、公営住宅の募集状況等を積極的に情報提供している。また、公営住宅の家賃の代理納付を推進している。
48 南相馬市	代理納付制度の積極的な活用。公営住宅への入居希望者の情報共有化相談。
59 いわき市	生活保護受給者の公営住宅への入居及び、家賃の代理納付の実施。

◆取り組んでいない理由

自C 自治体	質問2-②取り組んでいない理由	質問2-②理由①連携内容
31 喜多方市	自治体独自の連携を図っている	情報共有に努めている

【町村部】回答26/46町村

質問2取組状況C	集計
1 取り組んでいる	16
2 取り組んでいない	9
3 無回答	1
総計	26



質問2取組状況C	1 取り組んでいる	2 取り組んでいない	3 無回答
5 桑折町		●	
6 国見町			●
7 川俣町	●		
12 鏡石町	●		
13 天栄村		●	
15 玉川村		●	
16 平田村	●		
17 浅川町		●	
18 古殿町	●		
25 矢吹町	●		
26 棚倉町	●		
27 矢祭町	●		
32 北塩原村		●	
33 西会津町	●		
35 猪苗代町	●		
36 会津坂下町	●		
37 湯川村		●	
38 柳津町		●	
40 金山町		●	
45 只見町	●		
49 広野町	●		
50 榎葉町	●		
51 富岡町	●		
53 大熊町	●		
55 浪江町		●	
58 飯館村	●		
総計	16	9	1

◆取組内容

自C 自治体	質問2-①取組内容
7 川俣町	公営住宅担当部局と福祉部局で必要な情報提供や助言等を行うなどの配慮をしている。
12 鏡石町	福祉部局、サポートセンターとの入居中生活保護受給者の情報共有など。ただし、生活保護については県機関により実施しているものであり、その生活拠点の配慮等は県で行っている。
16 平田村	公営住宅への入居、家賃の代理納付
18 古殿町	町営住宅に入居の際には、都度、住宅部局と福祉部局で連携を図っている
25 矢吹町	代理納付の積極的な活用、生活困窮者の優先的公営住宅入居
26 棚倉町	無回答
27 矢祭町	代理納付制度の活用
33 西会津町	住宅扶助に係る代理納付制度の活用、公営住宅への入居希望者の情報共有等
35 猪苗代町	生活保護で納付が滞りがちな人には、家賃の納付を代理納付にしてもらうことで、滞納防止に努めている。
36 会津坂下町	生活保護受給者の代理納付制度の活用
45 只見町	生活保護受給者の公営住宅への入居に係る情報共有
49 広野町	該当者がいる場合は、福祉部局と住宅部局とで情報を共有し対応について協議している。
50 榎葉町	1.被災に伴う減免により住宅扶助者なしのため代理納付未実施。 2.事案発生時には連帯して対応している。
51 富岡町	連携会議
53 大熊町	公営住宅への入居希望がある場合、福祉部局へ連絡調整のうえ手続を行う。
58 飯館村	代理納付の実施

◆取り組んでいない理由

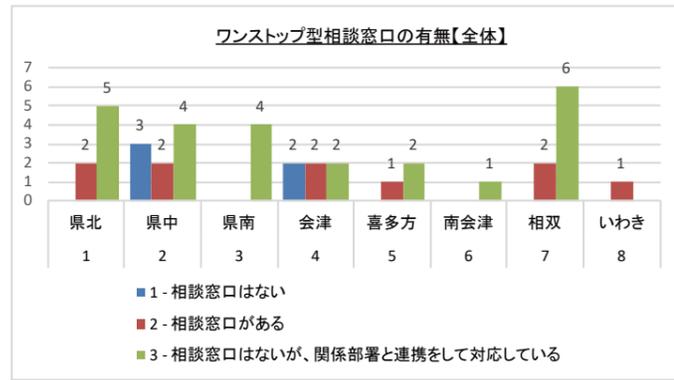
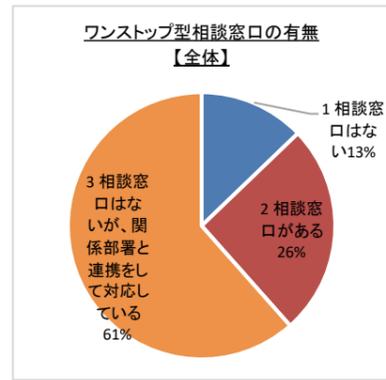
自C 自治体	質問2-②取り組んでいない理由	質問2-②理由①連携内容
37 湯川村	自治体独自の連携を図っている	随時連携を図っている。（部局間の連絡調整が容易なため。）
55 浪江町	自治体独自の連携を図っている	必要に応じて福祉部局と住宅部局で情報交換を図っている

自C 自治体	質問2-②取り組んでいない理由	質問2-②理由③その他
5 桑折町	その他	生活保護受給者については、保護開始時以前の住居となっている場合がほとんどのため、住宅部局との特段の連携は取っていない。
13 天栄村	その他	口頭でのやりとりを実施
17 浅川町	その他	住宅扶助に係る代理納付制度の活用及び公営住宅の情報提供や助言等は行っている。
32 北塩原村	その他	第7期高齢者福祉計画の中で、高齢者の住まいの確保を掲げている。ひとり暮らし高齢者が多い為、アンケート調査の結果により、集合住宅の需要があることがわかり、それに向けて準備をすすめている。
38 柳津町	その他	案件が発生した場合に、県及び町担当者間で協議などを実施している。

自C 自治体	質問2-②取り組んでいない理由
15 玉川村	住宅確保要配慮者の住宅に係る課題は無い
40 金山町	住宅確保要配慮者の住宅に係る課題は無い

3. 高齢、障害、子育て、生活困窮などの福祉分野にわたる、複数の課題がある世帯や単身者の問題を整理し、関係機関につなぐワンストップ型の相談窓口(または担当部署)をお持ちですか(委託含む)

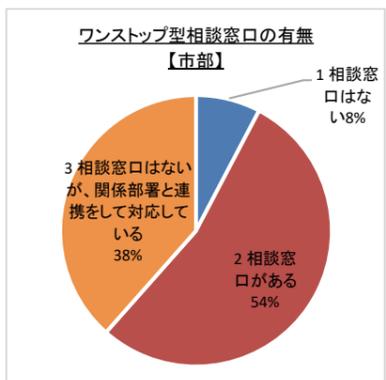
【全体】



/ 方部C	方部C 方部名								総計
	1 県北	2 県中	3 県南	4 会津	5 喜多方	6 南会津	7 相双	8 いわき	
質問3相談窓口有無									
1 相談窓口はない		3		2					5
2 相談窓口がある	2	2		2	1		2	1	10
3 相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている	5	4	4	2	2	1	6	1	24
総計	7	9	4	6	3	1	8	1	39

【市部】回答13/13市

/ 質問3相談窓口有無C	集計
1 相談窓口はない	1
2 相談窓口がある	7
3 相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている	5
総計	13

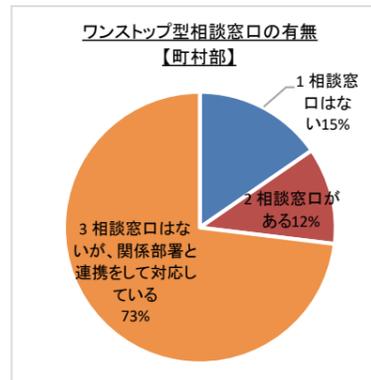


◆回答③相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている[連携方法]

自C 自治体	質問3-③連携方法
1 福島市	必要に応じて関係各課と問題共有を図り対応している
2 二本松市	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をし、担当者会議を設け解決を図る。
3 伊達市	相談者の状況により、担当部署へ案内し、関係部署間で連携を図っている。
21 白河市	最初に受けた部門が担当者となり関係部署へ連絡調整を図るなど、課題解決に向けて連携している。
30 会津若松市	(こども) 最初に相談を受けた部門が関係部署へ連絡調整をする。
48 南相馬市	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へつなぐとともに、主となる課題の担当部門が必要に応じ、関係部門を参集してケース会議を開催している。

【町村部】回答26/46町村

/ 質問3相談窓口有無C	集計
1 相談窓口はない	4
2 相談窓口がある	3
3 相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている	19
総計	26



自C 自治体	/ 質問3相談窓口有無C		
	1 相談窓口はない	2 相談窓口がある	3 相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている
5 桑折町		●	
6 国見町			●
7 川俣町			●
12 鏡石町			●
13 天栄村	●		
15 玉川村			●
16 平田村	●		
17 浅川町			●
18 古殿町			●
25 矢吹町			●
26 棚倉町			●
27 矢祭町			●
32 北塩原村		●	
33 西会津町			●
35 猪苗代町			●
36 会津坂下町			●
37 湯川村	●		
38 柳津町	●		
40 金山町			●
45 只見町			●
49 広野町			●
50 榎葉町			●
51 富岡町			●
53 大熊町			●
55 浪江町			●
58 飯館村		●	
総計	4	3	19

◆回答③相談窓口はないが、関係部署と連携をしておこなっている[連携方法]

自C 自治体	質問3-③連携方法
6 国見町	無回答
7 川俣町	最初に受けた部署で判断し、適切な部署へ繋ぐ、または連携することにより問題解決を図る。
12 鏡石町	相談を受けた場合は、担当者間で協議を行い、解決を図る。高齢福祉については、地域包括支援センターによるケア会議により、情報を共有し対応している。このほか、社会福祉、障がい者福祉等については、各担当で関係部署と連携しながら対応している。
15 玉川村	無回答
17 浅川町	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をする。
18 古殿町	無回答
25 矢吹町	最初に受けた窓口が関係部署と連携をとり、対応している。
26 棚倉町	無回答
27 矢祭町	定期的な会議等は無いが、その都度、担当者間で情報交換を行っている。
33 西会津町	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ情報提供や、ケース会議での結果を踏まえ、優先入居依頼等を受付けている
35 猪苗代町	相談を受けた部署から、入居者が抱える課題に応じた部署につなぐと同時に、訪問やケース会議を開くなど、関係部署が連携して対応している。
36 会津坂下町	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をし解決を図る。
40 金山町	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をする
45 只見町	相談を受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をし解決を図る。
49 広野町	対応の中で、担当課と情報共有及び連携を行う。
50 榎葉町	最初に受けた部門が担当者となり、関係部署へ連絡調整をし、担当者会議を設け解決を図る。
51 富岡町	無回答
53 大熊町	最初に相談を受けた部署から、関係部署に連絡情報共有を行い、対応している。
55 浪江町	最初に受けた課が担当課につなぐ、適宜情報交換しながら対応している。

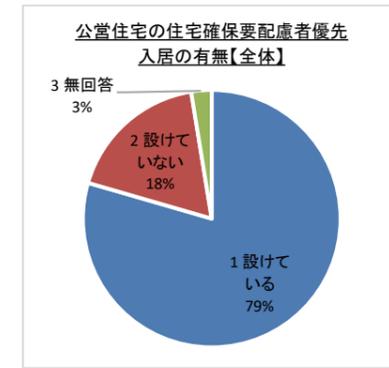
◆ワンストップ相談窓口一覧

方部	自C	自治体	窓口名/担当部署	電話番号	直轄/委託
東北	1	福島市			
	2	二本松市			
	3	伊達市			
	4	本宮市	本宮第一地域包括支援センター 本宮第二地域包括支援センター 白沢地域包括支援センター	0243-24-6220 0243-34-3344 0243-24-5131	委託 委託 委託
	5	桑折町	保健福祉課 こども支援・地域福祉係	024-582-1134	直轄
	6	国見町			
	7	川俣町			
	8	大玉村			
県中	9	郡山市	福祉まるごと相談窓口【北東】 福祉まるごと相談窓口【南西】 福祉まるごと相談窓口【中央・湖南・熱海】	024-954-3211 024-945-2778 024-924-3822	委託 委託 直轄
	10	須賀川市	生活相談支援窓口/社会福祉課	0248-88-8113	直轄
	11	田村市			
	12	鏡石町			
	13	天栄村			
	14	石川町			
	15	玉川村			
	16	平田村			
	17	浅川町			
	18	古殿町			
19	三春町				
20	小野町				
県南	21	白河市			
	22	西郷村			
	23	泉崎村			
	24	中島村			
	25	矢吹町			
	26	棚倉町			
	27	矢祭町			
	28	塙町			
	29	鮫川村			
会津	30	会津若松市	生活サポート相談窓口/健康福祉部地域福祉課 ※生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口 会津若松市障がい者総合相談窓口/障がい者支援課	0242-23-4800 0242-33-5622	直轄 委託
喜多方	31	喜多方市	喜多方市役所高齢福祉課 喜多方市地域包括支援センター	0241-24-5242 0241-21-8856	直轄 委託
	32	北塩原村	住民課 北塩原村社会福祉協議会	0241-23-3113 0241-28-3757	直轄 連携
	33	西会津町			
	34	磐梯町			
	35	猪苗代町			
会津	36	会津坂下町			
	37	湯川村			
	38	柳津町			
	39	三島町			
	40	金山町			
	41	昭和村			
	42	会津美里町			
南会津	43	下郷町			
	44	檜枝岐村			
	45	只見町			
	46	南会津町			
相双	47	相馬市	相馬市生活サポート相談センター	0244-36-2015	委託
	48	南相馬市			
	49	広野町			
	50	檜葉町			
	51	富岡町			
	52	川内村			
	53	大熊町			
	54	双葉町			
	55	浪江町			
	56	葛尾村			
	57	新地町			
	58	飯館村	健康福祉課福祉係	0244-42-1633	直轄
いわき	59	いわき市	いわき市生活・就労支援センター	0246-27-8565	直轄

4. 公営住宅の住宅確保要配慮者優先入居の有無についてお尋ねします。

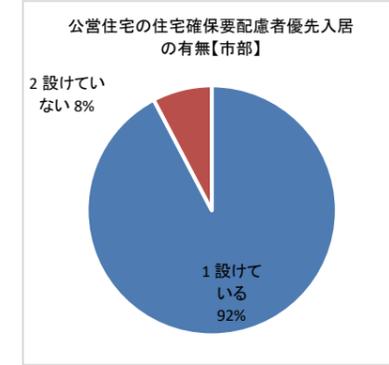
【全体】

質問4優先入居の有無C	集計
1 設けている	31
2 設けていない	7
3 無回答	1
総計	39



【市部】回答13/13市

質問4優先入居の有無C	集計
1 設けている	12
2 設けていない	1
総計	13



質問4優先入居の有無C

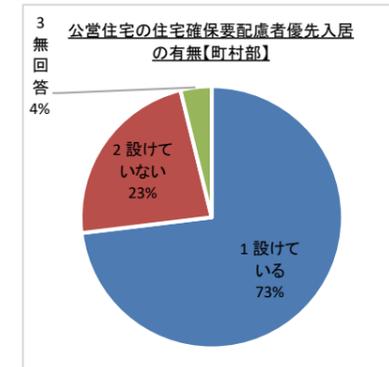
自C	自治体	1 設けている	2 設けていない
1	福島市	●	
2	二本松市	●	
3	伊達市	●	
4	本宮市		●
9	郡山市	●	
10	須賀川市	●	
11	田村市	●	
21	白河市	●	
30	会津若松市	●	
31	喜多方市	●	
47	相馬市	●	
48	南相馬市	●	
59	いわき市	●	
総計		12	1

回答:②設けていない【理由】

自C	市町村名	質問4-②理由
4	本宮市	国土交通省からの通知により優先入居の取扱いをすることができる者については困窮度合いを点数化する際に適宜加点するなどの対応としており、必ずしも優先入居の取扱いをしていないため。

【町村部】回答26/46町村

質問4優先入居の有無C	集計
1 設けている	19
2 設けていない	6
3 無回答	1
総計	26



質問4優先入居の有無C

自C	自治体	1 設けている	2 設けていない	3 無回答
5	桑折町		●	
6	国見町		●	
7	川俣町	●		
12	鏡石町	●		
13	天栄村		●	
15	玉川村	●		
16	平田村		●	
17	浅川町	●		
18	古殿町	●		
25	矢吹町	●		
26	棚倉町	●		
27	矢祭町	●		
32	北塩原村		●	
33	西会津町	●		
35	猪苗代町	●		
36	会津坂下町	●		
37	湯川村	●		
38	柳津町	●		
40	金山町	●		
45	只見町	●		
49	広野町	●		
50	檜葉町	●		
51	富岡町			●
53	大熊町		●	
55	浪江町	●		
58	飯館村	●		
総計		19	6	1

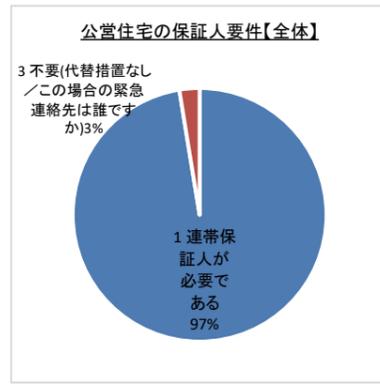
回答:②設けていない【理由】

自C	市町村名	質問4-②理由
5	桑折町	これまで優先入居をさせたことがなく、公平公正の観点からすべての入居希望者において公開抽選を行い入居者決定をしているため。
6	国見町	無回答
13	天栄村	該当者がいないため
16	平田村	特に優先入居は行ってないが、相談時の空き部屋、待機状況により検討している。
32	北塩原村	無回答
53	大熊町	優先入居という形ではなく、抽選時に抽選番号を追加で付与することで当選確率を上げる優遇措置を設けている。

5. 公営住宅の保証人要件についてお尋ねします。
1) 現在の要件について

【全体】

/ 質問5-1)保証要件C		集計
1	連帯保証人が必要である	38
3	不要(代替措置なし/この場合の緊急連絡先は誰ですか)	1
総計		39



【市部】回答13/13市

◆優先入居の有無【市部】

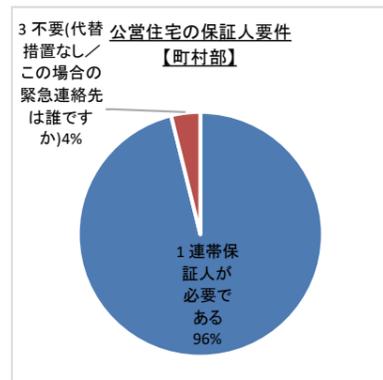
/ 質問5-1)保証要件C		集計
1	連帯保証人が必要である	13

/ 質問5-1)保証要件C		1
自C 自治体	質問5-1)-①備考	連帯保証人が必要である
1 福島市		●
2 二本松市		●
3 伊達市		●
4 本宮市		●
9 郡山市		●
10 須賀川市		●
11 田村市		●
21 白河市		●
30 会津若松市		●
31 喜多方市		●
47 相馬市		●
48 南相馬市		●
59 いわき市	原則、2名であるが、特段の事情がある場合は1名でも可	●
総計		13

【町村部】回答26/46町村

◆優先入居の有無【町村部】

質問5-1)保証要件		集計
1	連帯保証人が必要である	25
3	不要(代替措置なし/この場合の緊急連絡先は誰ですか)	1
総計		26



自C 自治体	質問5-1)-①備考	1 連帯保証人が必要である	3 不要(代替措置なし/この場合の緊急連絡先は誰ですか)
5 桑折町			●
6 国見町		●	
7 川俣町		●	
12 鏡石町		●	
13 天栄村		●	
15 玉川村		●	
16 平田村		●	
17 浅川町		●	
18 古殿町		●	
25 矢吹町		●	
26 棚倉町		●	
27 矢祭町		●	
32 北塩原村		●	
33 西会津町		●	
35 猪苗代町	特段の事情がある場合、無くても可。	●	
36 会津坂下町		●	
37 湯川村		●	
38 柳津町		●	
40 金山町		●	
45 只見町		●	
49 広野町		●	
50 楡葉町		●	
51 富岡町		●	
53 大熊町		●	
55 浪江町	原則1名必要であるが、入居時に見つからない場合は引き続き連帯保証人を探すことを条件に、緊急連絡先の登録で入居可能。	●	
58 飯館村		●	
総計		25	1

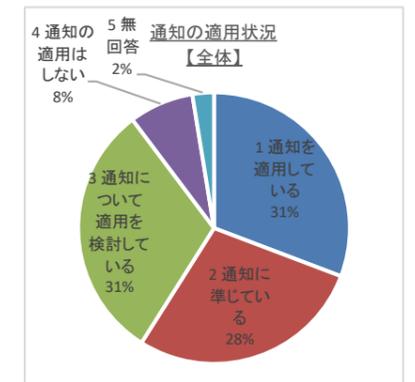
◆③不要(代替措置なし/この場合の緊急連絡先は誰ですか。)

自C 自治体	質問5-1)-③緊急連絡先条件
5 桑折町	【対象者】 住宅確保要配慮者 連帯保証人となってくれる者がいない入居者においては、入居者に何かあった場合の緊急連絡先としてどなたかの連絡先を提供していただきたい旨を説明し、その者の家族、友人、職場の上司や友人等の連絡先を聞くこととしている。

2) 「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第0329001号 平成14年3月29日)社援保発第0331006号 平成18年3月31日付け改正通知の取り扱いについてお尋ねします。

◆通知の適用状況【全体】

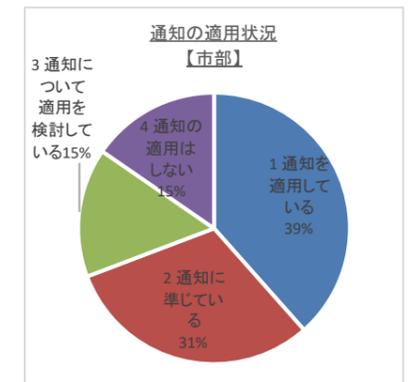
質問5-3)通知の適用状況		集計
1	通知を適用している	6
2	通知に準じている	3
3	通知について適用を検討している	4
総計		13



【市部】回答13/13市

◆通知の適用状況【市部】

質問5-2)通知の適用状況		集計
1	通知を適用している	5
2	通知に準じている	4
3	通知について適用を検討している	2
4	通知の適用はしない	2
総計		13



/ 質問5-2)通知の適用状況C		1	2	3	4
自C 自治体		通知を適用している	通知に準じている	通知について適用を検討している	通知の適用はしない
1 福島市			●		
2 二本松市			●		
3 伊達市		●			
4 本宮市					●
9 郡山市		●			
10 須賀川市			●		
11 田村市		●			
21 白河市				●	
30 会津若松市		●			
31 喜多方市		●			
47 相馬市			●		●
48 南相馬市			●		
59 いわき市				●	
総計		5	4	2	2

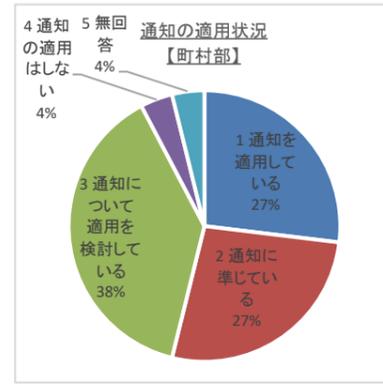
◆④通知の適用はしない[理由]【市部】

自C 自治体	質問5-2)-④理由
4 本宮市	現状入居している全ての入居者に対して保証人を確保してもらっているため。
47 相馬市	保証人がいないとなると、死亡後の退去手続きを進めるのが困難となることから、保証人の免除等を行っていない。今後、適用をするかどうかは未定のため、検討しているとも言えない。

【町村部】回答26/46町村

◆通知の適用状況【町村部】

質問	質問5-3)通知の適用状況	集計
1	通知を適用している	6
2	通知に準じている	5
3	通知について適用を検討している	12
4	通知の適用はしない	2
5	無回答	1
総計		26



/ 質問5-2)通知の適用状況C					
自C 自治体	1 通知を適用している	2 通知に準じている	3 通知について適用を検討している	4 通知の適用はしない	5 無回答
5 桑折町	●				
6 国見町			●		
7 川俣町		●			
12 鏡石町			●		
13 天栄村			●		
15 玉川村			●		
16 平田村			●		
17 浅川町			●		
18 古殿町			●		
25 矢吹町	●				
26 棚倉町		●			
27 矢祭町	●				
32 北塩原村		●			
33 西会津町	●				
35 猪苗代町		●			
36 会津坂下町		●			
37 湯川村			●		
38 柳津町				●	
40 金山町			●		
45 只見町		●			
49 広野町	●				
50 楡葉町	●				
51 富岡町					●
53 大熊町			●		
55 浪江町	●				
58 飯館村		●			
総計	7	7	10	1	1

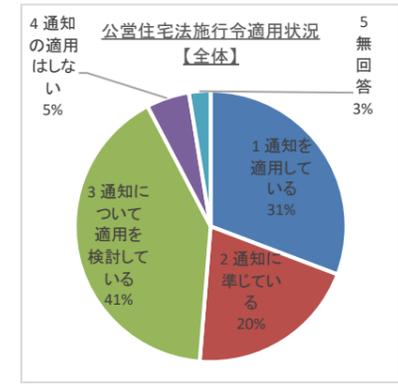
◆④通知の適用はしない【理由】【町村部】

自C 自治体	質問5-2)-④理由
38 柳津町	現在、必要性がないため

3)公営住宅法施行令の一部を改正する政令等の施行について(H17.12.26国住総第133号国交省住宅局長から都道府県知事宛)の適用についてお尋ねします。【別紙3参照/赤枠部】

◆通知の適用状況【全体】

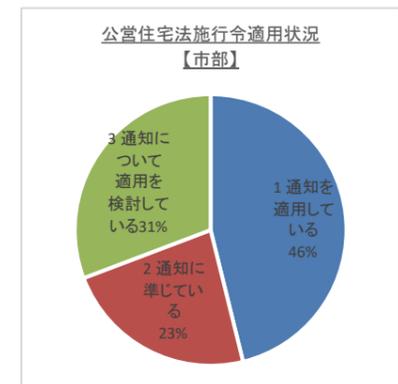
質問	質問5-3)通知の適用状況	集計
1	通知を適用している	12
2	通知に準じている	8
3	通知について適用を検討している	16
4	通知の適用はしない	2
5	無回答	1
総計		39



【市部】回答13/13市

◆公営住宅法施行令適用状況【市部】

質問	質問5-3)通知の適用状況	集計
1	通知を適用している	6
2	通知に準じている	3
3	通知について適用を検討している	4
総計		13



◆公営住宅法施行令適用状況【市部】

/ 質問5-3)通知の適用状況C			
自C 自治体	1 通知を適用している	2 通知に準じている	3 通知について適用を検討している
1 福島市		●	
2 二本松市	●		
3 伊達市			●
4 本宮市	●		
9 郡山市			●
10 須賀川市		●	
11 田村市	●		
21 白河市			●
30 会津若松市	●		
31 喜多方市	●		
47 相馬市	●		
48 南相馬市		●	
59 いわき市			●
総計	6	3	4

◆公営住宅法施行令取扱い内容【市部】

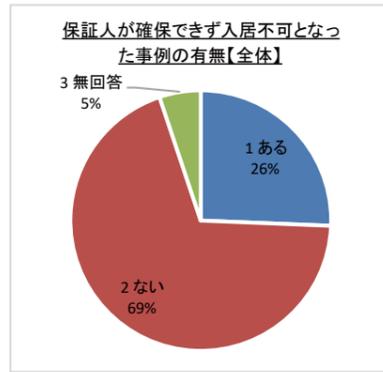
自C 自治体	質問5-3)-①②の内容
1 福島市	入居予定者本人から周りの支援状況を聞き取り、必要に応じて親族や医療機関に確認している。
2 二本松市	無回答
4 本宮市	入居者または入居者の親族等に対する聞き取りにより確認している
10 須賀川市	福祉部門との連絡を密にしている。バリアフリー化されていない住宅等の説明も必須としている。
11 田村市	無回答
30 会津若松市	無回答
31 喜多方市	無回答
47 相馬市	いまだ前例なし。
48 南相馬市	入居相談における福祉担当部局やケースワーカーなどに身体状況を確認し、ただし書きに該当する者であるかの確認を行っている。

6. 公営住宅入居に係る連帯保証人の代替措置適用について

1) 民賃への入居が難しい方(低所得者、障がい者等)で、保証人の確保ができず公営住宅へ入居出来なかった事例

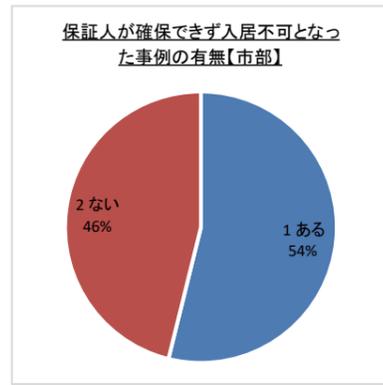
【全体】

質問6-1)事例の有無	集計
1 ある	10
2 ない	27
3 無回答	2
総計	39



【市部】回答13/13市

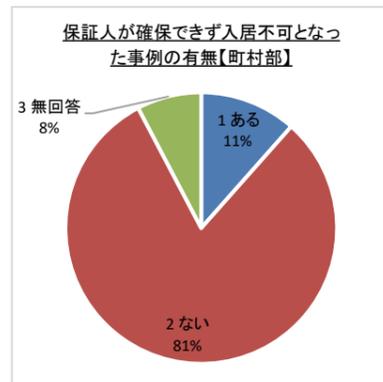
質問6-1)事例の有無	集計
1 ある	7
2 ない	6
総計	13



質問6-1)事例の有無C		1	2
自C	自治体	ある	ない
1	福島市	●	●
2	二本松市	●	●
3	伊達市	●	●
4	本宮市	●	●
9	郡山市	●	●
10	須賀川市	●	●
11	田村市	●	●
21	白河市	●	●
30	会津若松市	●	●
31	喜多方市	●	●
47	相馬市	●	●
48	南相馬市	●	●
59	いわき市	●	●
総計		7	6

【町村部】回答26/46町村

質問6-1)事例の有無	集計
1 ある	3
2 ない	21
3 無回答	2
総計	26

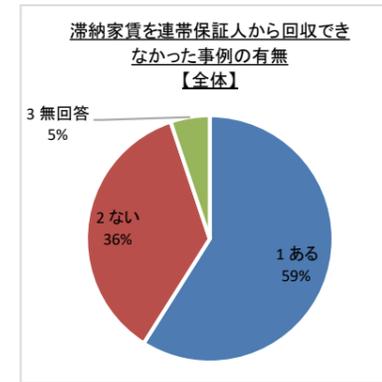


質問6-1)事例の有無C			
自C	自治体	1	2
		ある	ない
5	桑折町		●
6	国見町		●
7	川俣町		●
12	鏡石町		●
13	天栄村		●
15	玉川村		●
16	平田村		●
17	浅川町		●
18	古殿町		●
25	矢吹町		●
26	棚倉町		●
27	矢祭町		●
32	北塩原村		●
33	西会津町		●
35	猪苗代町	●	
36	会津坂下町		●
37	湯川村		●
38	柳津町	●	
40	金山町		●
45	只見町		●
49	広野町		●
50	榎葉町		●
51	富岡町		●
53	大熊町		●
55	浪江町	●	
58	飯館村		●
総計		3	21

2) 滞納家賃を連帯保証人から回収できなかった事例

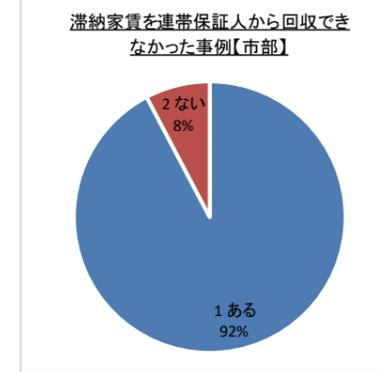
【全体】

質問6-2)事例の有無	集計
1 ある	23
2 ない	14
3 無回答	2
総計	39



【市部】回答13/13市

質問6-2)事例の有無	集計
1 ある	12
2 ない	1
総計	13

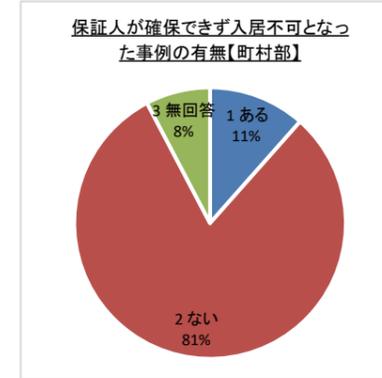


質問6-2)事例の有無C		1	2
自C	自治体	ある	ない
1	福島市	●	
2	二本松市	●	
3	伊達市	●	
4	本宮市		●
9	郡山市	●	
10	須賀川市	●	
11	田村市	●	
21	白河市	●	
30	会津若松市	●	
31	喜多方市	●	
47	相馬市	●	
48	南相馬市	●	
59	いわき市	●	
総計		12	1

自C	自治体	質問6-3)-①事例対処方法
1	福島市	親族連帯保証人に処分を依頼する。
2	二本松市	公費で火葬した事例あり。失踪による残置物の処分に係る措置については現在検討中。
4	本宮市	連帯保証人の高齢化により残置物の処分等の対応ができなくなっており、遠方の親族をつきとめ処分を求めたことがある。
9	郡山市	相続人の確認に時間を要したり、相続人並びに連帯保証人へ残置物の処分を依頼しても拒否されたり、処分に時間を要したりする。
10	須賀川市	子が連帯保証人であるが、生活保護受給中で、資力がないこと、親族も絶縁状態であること。このケースでは、警察署からの情報提供あり、甥が市内在住であったことで解決した。
11	田村市	失踪者に対し、居場所を突き止め、了解の元、残置物の処分を行った。(市で処理)
21	白河市	相続人や親族に処分を依頼するも、遠方に住んでいたり、関係が疎遠になっており、処分が進まない。
30	会津若松市	存知物の処分について、連帯保証人や親族等に対応できない場合は権利放棄申立書を提出させて行政が処分を行う場合もあるが、権利放棄申立書の提出すら協力を得られない場合、放置されたままになるケースがある。
47	相馬市	親族調査を行い、残置物の処分について協力を依頼した。
48	南相馬市	相続人の戸籍照会
59	いわき市	親族に対し残置物の処分を依頼しているが、拒否された場合において、残置物に係る一切の権利を放棄してもらい、市で処分するケースがある。

【町村部】回答26/46町村

質問6-2)事例の有無	集計
1 ある	11
2 ない	13
3 無回答	2
総計	26



自C	自治体	質問6-2)-①事例対処方法
6	国見町	死亡による債権の放棄
13	天栄村	保証人の支払い能力が乏しい
17	浅川町	入居者死亡のため連帯保証人へ請求したが、時効の援用により回収できず不納欠損した。
25	矢吹町	無回答
27	矢祭町	連帯保証人の死亡により回収不能。対処方法としては、不能欠損処理を行う。
33	西会津町	早期に連帯保証人へ回収しなかったため、金額が膨大となった
35	猪苗代町	入居者と保証人とのつながりが絶たれていて、「もう関係ない」と言われた事例。すでに入居者が保証人や親族に多額のお金を借りており、「これ以上貸せない」と言われた事例。やむを得ないので、入居者本人からこつこつ分割納付をしてもらっている。支払えない場合には退去してもらう。
36	会津坂下町	滞納家賃を残したまま連帯保証人が死亡したケース
38	柳津町	保証人が加齢等により保証能力を失っていたので、退去勧告を行うことにより、本人が家賃を工面。
55	浪江町	東日本大震災の避難により、回収が困難な事例が数件ある。
58	飯館村	連帯保証人に催告書を送付しても対応してもらえない

質問6-2)事例の有無C			
自C	自治体	1	2
		ある	ない
5	桑折町		●
6	国見町	●	
7	川俣町		●
12	鏡石町		●
13	天栄村	●	
15	玉川村		●
16	平田村		●
17	浅川町	●	
18	古殿町		●
25	矢吹町	●	
26	棚倉町		●
27	矢祭町	●	
32	北塩原村		●
33	西会津町	●	
35	猪苗代町	●	
36	会津坂下町	●	
37	湯川村		●
38	柳津町	●	
40	金山町		●
45	只見町		●
49	広野町		●
50	榎葉町		●
51	富岡町		●
53	大熊町		●
55	浪江町	●	
58	飯館村	●	
総計		11	13

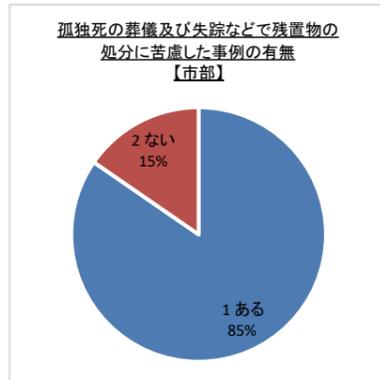
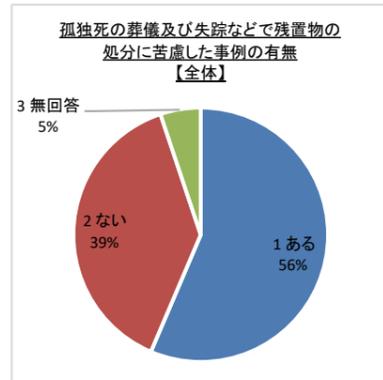
3) 孤独死の葬儀及びや失踪などで残置物の処分に苦慮した事例

◆事例の有無【全体】

質問6-3)事例の有無	集計
1 ある	22
2 ない	15
3 無回答	2
総計	39

【市部】回答13/13市

質問6-3)事例の有無	集計
1 ある	11
2 ない	2
総計	13

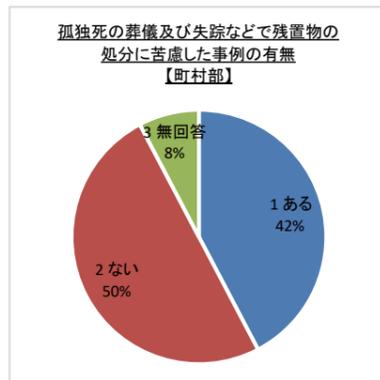


質問6-3)事例の有無C		1	2
自C	自治体	ある	ない
1	福島市	●	
2	二本松市	●	
3	伊達市		●
4	本宮市	●	
9	郡山市	●	
10	須賀川市	●	
11	田村市	●	
21	白河市	●	
30	会津若松市	●	
31	喜多方市		●
47	相馬市	●	
48	南相馬市	●	
59	いわき市	●	
総計		11	2

自C	自治体	質問6-3)-①事例対処方法
1	福島市	親族連帯保証人に処分を依頼する。
2	二本松市	公費で火葬した事例あり。失踪による残置物の処分に係る措置については現在検討中。
4	本宮市	連帯保証人の高齢化により残置物の処分等の対応ができなくなっており、遠方の親族をつきとめ処分を求めたことがある。
9	郡山市	相続人の確認に時間を要したり、相続人並びに連帯保証人へ残置物の処分を依頼しても拒否されたり、処分に時間を要したりする。
10	須賀川市	子が連帯保証人であるが、生活保護受給中で、資力がないこと、親族も絶縁状態であること。このケースでは、警察署からの情報提供あり、甥が市内在住であったことで解決した。
11	田村市	失踪者に対し、居場所を突き止め、了解の元、残置物の処分を行った。(市で処理)
21	白河市	相続人や親族に処分を依頼するも、遠方に住んでいたり、関係が疎遠になっており、処分が進まない。
30	会津若松市	存知物の処分について、連帯保証人や親族等に対応できない場合は権利放棄申立書を提出させて行政が処分を行う場合もあるが、権利放棄申立書の提出すら協力を得られない場合、放置されたままになるケースがある。
47	相馬市	親族調査を行い、残置物の処分について協力を依頼した。
48	南相馬市	相続人の戸籍照会
59	いわき市	

【町村部】回答26/46町村

質問6-3)事例の有無	集計
1 ある	11
2 ない	13
3 無回答	2
総計	26



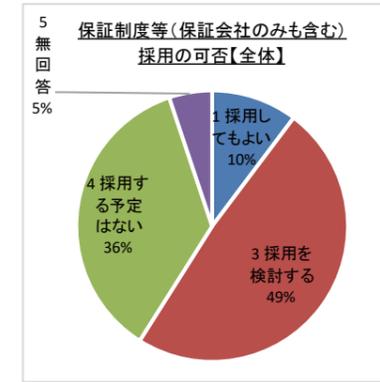
質問6-3)事例の有無C				
自C	自治体	1	2	3
		ある	ない	無回答
5	桑折町		●	
6	国見町	●		
7	川俣町		●	
12	鏡石町		●	
13	天栄村		●	
15	玉川村		●	
16	平田村		●	
17	浅川町	●		
18	古殿町		●	
25	矢吹町	●		
26	棚倉町		●	
27	矢祭町	●		
32	北塩原村		●	
33	西会津町			●
35	猪苗代町	●		
36	会津坂下町	●		
37	湯川村		●	
38	柳津町	●		
40	金山町		●	
45	只見町	●		
49	広野町		●	
50	榎葉町		●	
51	富岡町			●
53	大熊町	●		
55	浪江町	●		
58	飯館村	●		
総計		11	13	2

自C	自治体	質問6-3)-①事例対処方法
6	国見町	推定相続人へ連絡、残置物の放棄を求める29、1、25国任備105号の通知内容を検討中
17	浅川町	入居者死亡により相続人を調査し、所有権放棄の承諾を得て残置物を処分した。
25	矢吹町	連帯保証人などに処分の相談を行い、町も協力の上処分を実施。
27	矢祭町	身元引受人がいなかったため、町長が引受人となった。
35	猪苗代町	残置物未納家賃があるまま失踪。その後、弁護士事務所から破産手続きを開始した旨の通知有り。→弁護士事務所経由で本人に残置物の処分方法の意思確認を行い、やむを得ず公費で処分した。
36	会津坂下町	親族相続人が残置物を処分せず放置している。
38	柳津町	リサイクルショップにて処分
45	只見町	失踪者の連帯保証人に残置物を処分してもらった。
53	大熊町	復興公営住宅で孤独死があり、葬儀やその後の公共料金の支払い、遺品の整理に苦慮した。最寄の警察署や葬斎場と相談しながら対処を行い、その後は遠方に親族がいたため、連絡を取りながら手続きを進めた。
55	浪江町	東日本大震災後の避難中に亡くなった町営住宅入居者の残置物処理に苦慮している(現在進行形)。
58	飯館村	一定期間、財産等の処分について公告したのち、役場が処分を代行

4) これらの解決策として、前記保証制度等(保証会社のみも含む)について

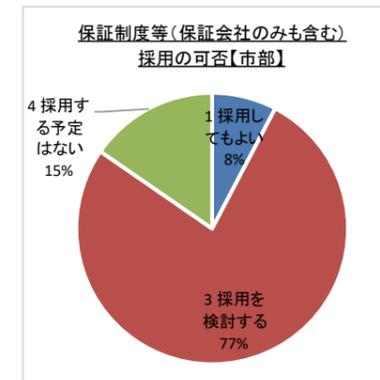
◆採用の可否【全体】

質問6-4)保証制度採用の可否	集計
1 採用してもよい	4
3 採用を検討する	19
4 採用する予定はない	14
5 無回答	2
総計	39



【市部】回答13/13市

質問6-4)保証制度採用の可否C		集計
1	採用してもよい	1
3	採用を検討する	10
4	採用する予定はない	2
総計		13



質問6-4)保証制度採用		1	2	3	4
自C	自治体	採用してもよい	条件付きで採用してもよい	採用を検討する	採用する予定はない
1	福島市			●	
2	二本松市			●	
3	伊達市			●	
4	本宮市				●
9	郡山市			●	
10	須賀川市			●	
11	田村市			●	
21	白河市	●			
30	会津若松市			●	
31	喜多方市			●	
47	相馬市				●
48	南相馬市			●	
59	いわき市			●	
総計		1		10	2

◆回答:③採用を検討する[採用時期]【市部】

自C	自治体	質問6-4)
1	福島市	時期未定
2	二本松市	無回答
3	伊達市	2020年
9	郡山市	未定
10	須賀川市	2020年
11	田村市	未定
30	会津若松市	無回答
31	喜多方市	未定
48	南相馬市	未定
59	いわき市	2020年

回答:④採用する予定はない[理由・疑問・不安事項]【市部】

自C	自治体	質問6-4)-④理由
4	本宮市	入居後に保証会社との契約を秘密に解約していた場合、その事実が把握できず、また保証人確保を必要とする契約に違反したことを理由に明渡請求もしにくい保証人のいない状況が発生すると憂慮される。
47	相馬市	どのような制度か具体的内容が不明のため。

【町村部】回答26/46町村

質問6-4)保証制度採用の可否		集計
1	採用してもよい	3
3	採用を検討する	9
4	採用する予定はない	12
5	無回答	2
総計		26



質問6-4)保証制度採用の可否		1	2	3	4	5
自C	自治体	採用してもよい	条件付きで採用して	採用を検討する	採用する予定はない	無回答
5	桑折町				●	
6	国見町			●		
7	川俣町				●	
12	鏡石町			●		
13	天栄村			●		
15	玉川村	●				
16	平田村			●		
17	浅川町			●		
18	古殿町				●	
25	矢吹町				●	
26	棚倉町				●	
27	矢祭町				●	
32	北塩原村	●				
33	西会津町			●		
35	猪苗代町				●	
36	会津坂下町			●		
37	湯川村				●	
38	柳津町				●	
40	金山町				●	
45	只見町				●	
49	広野町	●				
50	榎葉町				●	
51	富岡町					●
53	大熊町			●		
55	浪江町			●		
58	飯館村					●
総計		3		9	12	2

◆回答:③採用を検討する【採用時期】【町村部】

自C	自治体	質問6-4)-③時期
6	国見町	未定
12	鏡石町	未定
13	天栄村	未定
16	平田村	未定
17	浅川町	未定
33	西会津町	未定
36	会津坂下町	未定
53	大熊町	未定
55	浪江町	未定

回答:③採用を検討する【備考】【町村部】

自C	自治体	質問6-4)-③備考
12	鏡石町	具体的時期については未定だが、要配慮者にとって保証人の確保は難しいという現状があることから、保証会社による保証制度を検討(他事業主体の情報収集)したい。

回答:④採用する予定はない【理由・疑問・不安事項】【町村部】

自C	自治体	質問6-4)-④理由
5	桑折町	検討したことがないため。
7	川俣町	無回答
18	古殿町	無回答
25	矢吹町	現在、必要となる事案がないため、今後の状況に応じて検討する。
26	棚倉町	無回答
27	矢祭町	無回答
35	猪苗代町	保証会社の選定や必要な予算措置等が現時点で把握できていないので、導入について全く検討できていない状況である。
37	湯川村	今まで保証人の確保が困難であった事例がほとんどないため。
38	柳津町	現在、必要性がないため
40	金山町	実際に滞納発生した場合の対応について
45	只見町	今のところ、検討する段階に至っていない。
50	榎葉町	町独自で選定した保証会社を利用しているため

7. 公営住宅の空き家状況についておたずねします。(H30.11.1現在)

自C	自治体	管理戸数	空き家戸数	政策空き家	建替[住改]	用途廃止	その他	その他理由	長期空き家	募集停止	募集停止理由	一般空き家
1	福島市	4,204	1,126	364	0	364			0	未集計		
2	二本松市	805		82	0	13	69	建物の老朽化	18	0		18
3	伊達市	627	135	69	0	69	0		66	0		66
4	本宮市	444	62	34	15	19	0		25	0		25
5	桑折町	186	15	0	0	0	0		14	0		14
6	国見町	189	18	1	0	1	0		17	12	老朽化が進んでおり修繕で対応するのは困難	5
7	川俣町	256	35	1	0	1	0		34	11	部屋の修繕が完了していないため	23
8	大玉村											
9	郡山市	3,809		337	0	337	0					
10	須賀川市	1,067	152	75	0	75	0		60	17		43
11	田村市	939	74	46	0	46	0		28	0		28
12	鏡石町	103	30	21	0	0	21		9	0		9
13	天栄村	8	0	0	0	0	0		0	0		0
14	石川町											
15	玉川村	176	36	4	4	0	0		32	0		32
16	平田村	107		14		11						
17	浅川町	129	23	19	0	1	18	用途廃止及び移転用	3	1	大規模修繕が必要なため	2
18	古殿町	49	1	0	0	0	0		1			
19	三春町											
20	小野町											
21	白河市	1,002	215	215	0	0	215		201	11	耐用年数を経過しているため	190
22	西郷村											
23	泉崎村											
24	中島村											
25	矢吹町	291	71	70	0	70	0		1	1	部屋内改修のため	0
26	棚倉町	210	25	22	7	10	5	募集予定有	3	3	大規模な修繕を要するため	0
27	矢祭町	109	20	1	0	0	1	大がかりな修繕が必要であり、他の空き部屋もあるため修繕する優先度が低い	19	0		19
28	塙町											
29	鮎川村											
30	会津若松市	1,925	226	80	22	58						
31	喜多方市	794	110	8	0	8	0		102	8	事故物件等	
32	北塩原村	58	2									2
33	西会津町	102	3	1					2			1
34	磐梯町											
35	猪苗代町	335	46	21					14	4	破損状況がひどく多額の経費がかかるため	10
36	会津坂下町	426	99	13	0	0	13	入居者の住宅移転住替のための確保	86	76	住宅の老朽化	10
37	湯川村	32	0	0	0	0	0		0	0		0
38	柳津町	122	21	13	0	13	0		8	0		8
39	三島町											
40	金山町	6	0	0	0	0	0		0	0		0
41	昭和村											
42	会津美里町											
43	下郷町											
44	榎枝岐村											
45	只見町	82	5	5	0	0	5	耐用年数を超え、修繕に多額の費用を要するため	0	0		0
46	南会津町											
47	相馬市	464	76	9	0	9	0		63	20	公共下水道に接続していないため	43
48	南相馬市	1,022	252	52	0	52	0		82	59		23
49	広野町	145	16						13	1		12
50	榎葉町	311	14	0	0	0	0		14	0		14
51	富岡町											
52	川内村											
53	大熊町			0	0	0	0		119	119	全町避難中であるため	0
54	双葉町											
55	浪江町	16	10	10	0	0	10	東日本大震災による被害の修繕工事中	0	0		0
56	葛尾村											
57	新地町											
58	飯館村	75	29	13	7	6			16	0		16
59	いわき市	7,818	1,653	1,060	172	346	542	将来、大規模改修を行うため	461	366	修繕費用が高いことから	93

8. 生活保護受給者の支援内容についてお尋ねします。

1) 住宅扶助費月額

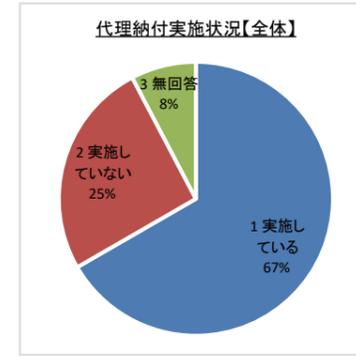
方部	自C	自治体	1人世帯	2人世帯	3人世帯	※
県北	1	福島市	36,000	43,000	47,000	
	2	二本松市	33,000	40,000	43,000	
	3	伊達市	33,000	40,000	43,000	
	4	本宮市	33,000	40,000	43,000	
	5	桑折町	33,000	40,000	43,000	
	6	国見町	33,000	40,000	43,000	
	7	川俣町	33,000	40,000	43,000	
	8	大玉村	33,000	40,000	43,000	※
県中	9	郡山市	30,000	36,000	39,000	
	10	須賀川市	33,000	40,000	43,000	
	11	田村市	33,000	40,000	43,000	
	12	鏡石町	33,000	40,000	43,000	
	13	天栄村	33,000	40,000	43,000	
	14	石川町	33,000	40,000	43,000	※
	15	玉川村	33,000	40,000	43,000	
	16	平田村	33,000	40,000	43,000	
	17	浅川町	33,000	40,000	43,000	
	18	古殿町	33,000	40,000	43,000	
県南	19	三春町	33,000	40,000	43,000	※
	20	小野町	33,000	40,000	43,000	※
	21	白河市	33,000	40,000	43,000	
	22	西郷村	33,000	40,000	43,000	※
	23	泉崎村	33,000	40,000	43,000	※
	24	中島村	33,000	40,000	43,000	※
	25	矢吹町	33,000	40,000	43,000	
	26	棚倉町	33,000	40,000	43,000	
	27	矢祭町	33,000	40,000	43,000	
	28	塙町	33,000	40,000	43,000	※
	29	鮫川村	33,000	40,000	43,000	※
会津	30	会津若松市	33,000	40,000	43,000	
喜多方	31	喜多方市	33,000	40,000	43,000	
	32	北塩原村	33,000	40,000	43,000	
	33	西会津町	33,000	33,000	33,000	
	34	磐梯町	33,000	40,000	43,000	※
	35	猪苗代町	33,000	40,000	43,000	
会津	36	会津坂下町	33,000	40,000	43,000	
	37	湯川村	33,000	40,000	43,000	
	38	柳津町	33,000	40,000	43,000	
	39	三島町	33,000	40,000	43,000	※
	40	金山町	33,000	40,000	43,000	
	41	昭和村	33,000	40,000	43,000	※
南会津	42	会津美里町	33,000	40,000	43,000	※
	43	下郷町	33,000	40,000	43,000	※
	44	檜枝岐村	33,000	40,000	43,000	※
	45	只見町	33,000	40,000	43,000	
	46	南会津町	33,000	40,000	43,000	※
相双	47	相馬市	33,000	40,000	43,000	
	48	南相馬市	33,000	40,000	43,000	
	49	広野町	33,000	40,000	43,000	
	50	楡葉町	0	0	0	
	51	富岡町	33,000	40,000	43,000	
	52	川内村	33,000	40,000	43,000	※
	53	大熊町	33,000	40,000	43,000	
	54	双葉町	33,000	40,000	43,000	※
	55	浪江町	33,000	40,000	43,000	
	56	葛尾村	33,000	40,000	43,000	※
	57	新地町	33,000	40,000	43,000	※
	58	飯館村	33,000	40,000	43,000	
いわき	59	いわき市	35,000	42,000	46,000	

※参考: 郡部は県保健福祉事務所扱いとなるため無回答自治体は同額とした。

2) 代理納付について

【全体】

	集計
1 実施している	26
2 実施していない	10
3 無回答	3
総計	39



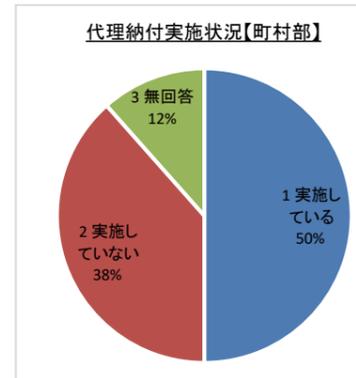
【市部】回答13/13市

	集計
1 実施している	13

自C	自治体	実施している
1	福島市	●
2	二本松市	●
3	伊達市	●
4	本宮市	●
9	郡山市	●
10	須賀川市	●
11	田村市	●
21	白河市	●
30	会津若松市	●
31	喜多方市	●
47	相馬市	●
48	南相馬市	●
59	いわき市	●
総計		13

【町村部】回答26/46町村

	集計
1 実施している	13
2 実施していない	10
3 無回答	3
総計	26



自C	自治体	1 実施している	2 実施していない	3 無回答
5	桑折町		●	
6	国見町	●		
7	川俣町	●		
12	鏡石町			●
13	天栄村		●	
15	玉川村		●	
16	平田村	●		
17	浅川町	●		
18	古殿町		●	
25	矢吹町	●		
26	棚倉町	●		
27	矢祭町	●		
32	北塩原村		●	
33	西会津町	●		
35	猪苗代町	●		
36	会津坂下町	●		
37	湯川村		●	
38	柳津町			●
40	金山町		●	
45	只見町		●	
49	広野町	●		
50	楡葉町		●	
51	富岡町			●
53	大熊町		●	
55	浪江町			
58	飯館村	●		
総計		13	10	3

◆②実施していない【理由】【町村部】

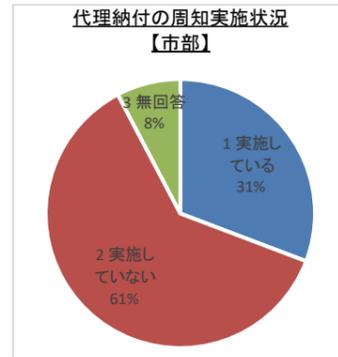
自C	自治体	質問8-2)-②理由
5	桑折町	生活保護受給者であっても自分自身で家賃の納付を行っており、現段階では代理納付の必要性を感じていないため。
13	天栄村	無回答
15	玉川村	本人の希望により
18	古殿町	無回答
32	北塩原村	町村においては、管轄の県の保健福祉事務所が生活保護事務を担当しているため、該当なし。
37	湯川村	基本的に入居者本人に納付してもらっている。
40	金山町	無回答
45	只見町	県からの生活保護費支給のため。
50	楡葉町	被災に伴う減免により、住宅扶助者なしのため。
53	大熊町	現在、全町民が避難している状況にあるため、それぞれの避難先で生活保護を受給している。また、代理納付についても、避難先自治体によって実施の有無が変わる。

※参考: 郡部は県保健福祉事務所扱いとなるため県が適用している

3) 民賃オーナー、管理会社に向けて代理納付の周知実施について(上記設問で「①.実施している」を選択した方)

【市部】回答13/13市

質問8-3) 周知実施状況	集計
1 実施している	4
2 実施していない	8
3 無回答	1
総計	13



質問8-3) 周知実施状況C	1 実施している	2 実施していない	3 無回答
自C 自治体			
1 福島市		●	
2 二本松市			●
3 伊達市		●	
4 本宮市		●	
9 郡山市		●	
10 須賀川市	●		
11 田村市		●	
21 白河市	●		
30 会津若松市	●		
31 喜多方市		●	
47 相馬市	●		
48 南相馬市		●	
59 いわき市		●	
総計	4	8	1

◆①実施している【周知方法】【市部】

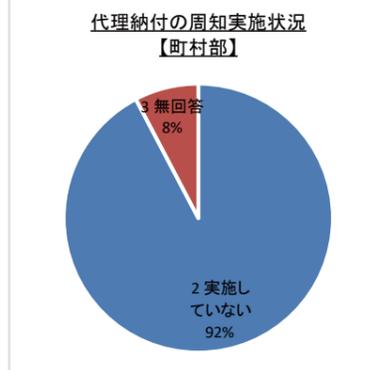
自C 自治体	質問8-3)-①周知方法
10 須賀川市	生活保護が該当になった場合、不動産会社等に対し代理納付について説明している。
21 白河市	生活保護決定後に家主や管理会社等に口頭で説明の上、代理納付実施の有無について確認している。
30 会津若松市	保護受給者が民賃オーナーへ家賃証明書の作成を依頼する際、代理納付について相談するよう助言している(保護受給者には、代理納付依頼書を交付済み)
47 相馬市	本人やオーナー、管理会社の要望等に応じて代理納付制度の説明と代理納付を実施している。

◆②実施していない【理由】【市部】

自C 自治体	質問8-3)-②理由
1 福島市	家賃滞納などについて、管理会社等から相談があった際に、代理納付制度の案内を行っている。
3 伊達市	自立助長の観点からも、自ら納付することが望ましいため、主に滞納者について代理納付を行っている。
4 本宮市	代理納付の対象となる受給者の民賃オーナー、管理会社への説明のみ
9 郡山市	生活保護受給者を対象とする不動産会社等はある程度限られており、代理納付についても熟知している現状のため周知の必要がない。
11 田村市	無回答
31 喜多方市	生活保護は自立生活を目指すための制度であることから、被保護者が自ら支払いすることが基本であると考えている。明らかにその能力に劣ると判断した被保護者、又は滞納をしてしまう被保護者に対しては必要に応じ対応している。
48 南相馬市	借主が自主的に支払うことが自立の助長につながるものとする。ただし、貸主からの依頼や滞納がある場合は、代理納付を実施している。
59 いわき市	代理納付は、基本として、家賃を滞納している者又は滞納のおそれがある者を対象としているため、家主から滞納について相談を受けた場合に代理納付制度を説明している。

【町村部】回答26/46町村

質問8-3) 周知実施状況	集計
2 実施していない	12
3 無回答	1
総計	13



質問8-3) 周知実施状況C	2 実施していない	3 無回答
自C 自治体		
6 国見町	●	
7 川俣町	●	
16 平田村	●	
17 浅川町	●	
25 矢吹町	●	
26 棚倉町		●
27 矢祭町	●	
33 西会津町	●	
35 猪苗代町	●	
36 会津坂下町	●	
49 広野町	●	
55 浪江町	●	
58 飯館村	●	
総計	12	1

◆①実施している【周知方法】【町村部】

自C 自治体	質問8-3)-①周知方法
18 古殿町	県から直接周知している

◆②実施していない【理由】【町村部】

自C 自治体	質問8-3)-②理由
6 国見町	無回答
7 川俣町	生活保護費の額によって、代理納付が可能である場合に対象者へ確認後、実施しているため。
16 平田村	無回答
17 浅川町	公営住宅のみ代理納付を実施しているため(県中保健福祉事務所所管)
25 矢吹町	案件が少ないため、必要に応じて管理会社等に周知を行っている。
27 矢祭町	無回答
32 北塩原村	無回答
33 西会津町	無回答
35 猪苗代町	当町では生活保護費を支給していないため(県で支給、代理納付についても県が実施している) *当町は福祉事務所を設置していないため、生活保護の支給決定は県が行っています。今回のアンケートでは県が実施している内容について回答しております。
36 会津坂下町	代理納付制度の利用性が低いため。
49 広野町	代理納付は、県が行っており町から周知は実施していない。
55 浪江町	民間賃貸住宅に入居している生活保護受給者がいないため。
58 飯館村	村内に民間賃貸住宅がない

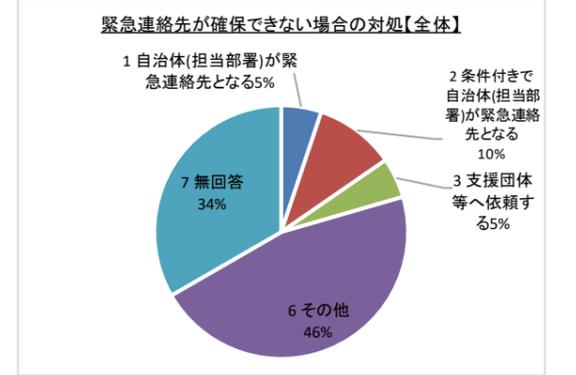
※参考: 郡部は県保健福祉事務所扱いとなるため県が適用している

9. 保証会社または不動産管理会社で必要となる緊急連絡先についてお尋ねします。

1) 民賃において保証会社を利用する際、緊急連絡先が必要となりますが、確保出来ない場合はどのように対処されておりますか。

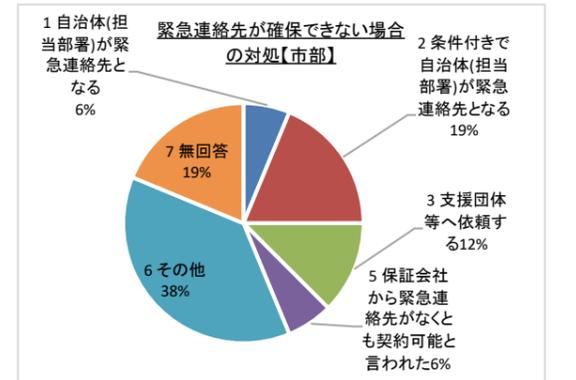
【全体】

質問9-1) 対処方法	集計
1 自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	2
2 条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	4
3 支援団体等へ依頼する	2
6 その他	18
7 無回答	13
総計	39



【市部】回答13/13市

質問9-1) 対処方法	集計
1 自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	1
2 条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	3
3 支援団体等へ依頼する	2
5 保証会社から緊急連絡先がなくとも契約可能と言われた	1
6 その他	6
7 無回答	3
総計	16



質問9-1) 対処方法C	1 自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	2 条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	3 支援団体等へ依頼する	5 保証会社から緊急連絡先がなくとも契約可能と言われた	6 その他	7 無回答
自C 自治体						
1 福島市		●			●	
2 二本松市	●					
3 伊達市					●	
4 本宮市					●	
9 郡山市			●			
10 須賀川市						●
11 田村市						●
21 白河市						●
30 会津若松市					●	
31 喜多方市		●				
47 相馬市					●	
48 南相馬市		●				
59 いわき市		●	●	●	●	
総計	1	3	2	1	6	3

◆回答:①自治体(担当部署)が緊急連絡先となる【条件】【市部】

自C 自治体	質問9-1)-①担当部署
2	無回答

◆回答:②条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる【条件】【市部】

自C 自治体	質問9-1)-②担当部署	質問9-1)-②条件
31 喜多方市	社会福祉課	無回答
48 南相馬市	社会福祉課	生活保護受給者については、生活保護受給中や死亡時のみ社会福祉課で対応する。 ※現状、民賃へ入居する事例がない、特に把握していない。
59 いわき市	地区保健福祉センター	生活保護受給者については、地区保健福祉センターが連絡先となることに対し、保証会社等の了承を得られる場合。

◆回答:③支援団体等へ依頼する【支援団体等】【市部】

自C 自治体	質問9-1)-③支援団体等
9 郡山市	無回答
59 いわき市	生活保護受給者については、地区保健福祉センターが連絡先となることに対し、保証会社等の了承を得られる場合。

◆回答:⑤保証会社から緊急連絡先がなくとも契約可能と言われた【市部】

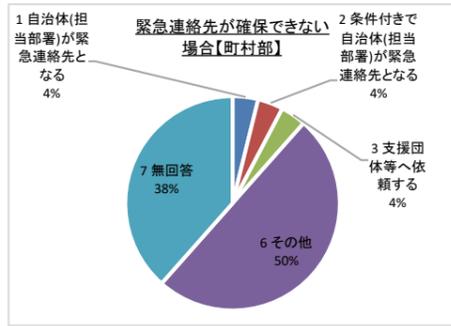
自C 自治体
59 いわき市

◆回答:⑥その他【詳細】【市部】

自C 自治体	質問9-1)-⑥その他詳細
1 福島市	自治体では対応しない直接対応することはないため回答不可 連絡先となっていない。(生活保護、生計困難者自立支援)
3 伊達市	保証会社を利用している案件がなかった。
4 本宮市	事例無し
30 会津若松市	無回答
47 相馬市	親族等に緊急連絡先に登録してもらえよう粘り強く協力を依頼する。 保証会社の利用について関わったことがない。
59 いわき市	生活保護受給者については、職員個人の連絡先を求められた場合は対応せず、他の賃貸物件を探すよう助言する。

【町村部】回答26/46町村

質問9-1) 対処方法	集計
1 自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	1
2 条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	1
3 支援団体等へ依頼する	1
6 その他	13
7 無回答	10
総計	26



自C 自治体	質問9-1) 対処方法				
	1 自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	2 条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる	3 支援団体等へ依頼する	6 その他	7 無回答
5 桑折町				●	
6 国見町					●
7 川俣町	●				
12 鏡石町					●
13 天栄村					●
15 玉川村					●
16 平田村				●	
17 浅川町				●	
18 古殿町		●			
25 矢吹町				●	
26 棚倉町				●	
27 矢祭町					●
32 北塩原村					●
33 西会津町				●	
35 猪苗代町				●	
36 会津坂下町				●	
37 湯川村				●	
38 柳津町					●
40 金山町				●	
45 只見町				●	
49 広野町					●
50 榎葉町			●		
51 富岡町					●
53 大熊町				●	
55 浪江町				●	
58 飯館村					●
総計	1	1	1	13	10

◆回答:①自治体(担当部署)が緊急連絡先となる[条件]【町村部】

自C 自治体	質問9-1)-①担当部署
7 川俣町	保健福祉課

◆回答:②条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる[条件]【町村部】

自C 自治体	質問9-1)-②担当部署	質問9-1)-②条件
18 古殿町	生活福祉課	無回答

◆回答:③支援団体等へ依頼する[支援団体等]【町村部】

自C 自治体	質問9-1)-③支援団体等
50 榎葉町	社会福祉協議会

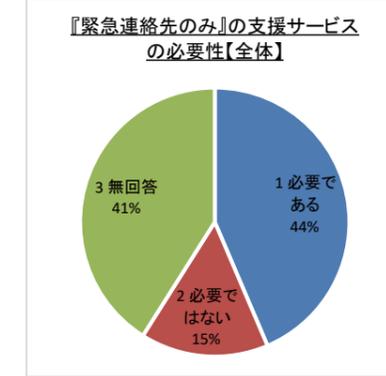
◆回答:⑥その他[詳細]【町村部】

自C 自治体	質問9-1)-⑥その他詳細
5 桑折町	連帯保証人となってくれる者がいない入居者においては、入居者に何かあった場合の緊急連絡先としてどなたかの連絡先を提供していただきたい旨を説明し、その者の家族、友人、職場の上司や友人等の連絡先を聞くこととしている。
16 平田村	事例なし
17 浅川町	対応事例がないため、今後検討していく。
25 矢吹町	緊急連絡先としてはないが、病院に入院する場合などは町保健福祉課まで連絡をいただく場合もある。
26 棚倉町	無回答
33 西会津町	事例がない
35 猪苗代町	現時点で、あまり事例がないため一概に回答できない。
36 会津坂下町	利用実態がない
37 湯川村	民間賃貸住宅が存在しない。
40 金山町	例なし
45 只見町	町内に民間の賃貸住宅がない。
53 大熊町	現時点で保証会社を利用していない。
55 浪江町	現在事例なし

2)『緊急連絡先のみ』の支援サービスの必要性についてお尋ねします。

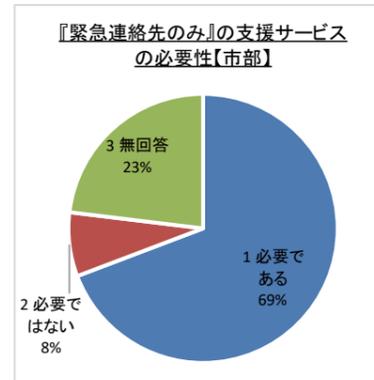
【全体】

質問9-2) 緊急連絡先サービスの必要性	集計
1 必要である	17
2 必要ではない	6
3 無回答	16
総計	39



【市部】回答13/13市

質問9-2) 緊急連絡先サービスの必要性	集計
1 必要である	9
2 必要ではない	1
3 無回答	3
総計	13



自C 自治体	質問9-1) 対処方法C		
	1 必要である	2 必要ではない	3 無回答
1 福島市	●		
2 二本松市		●	
3 伊達市	●		
4 本宮市	●		
9 郡山市	●		
10 須賀川市			●
11 田村市			●
21 白河市			●
30 会津若松市	●		
31 喜多方市	●		
47 相馬市	●		
48 南相馬市	●		
59 いわき市	●		
総計	9	1	3

◆回答:①必要である[緊急連絡先となり得る(期待する)支援団体]【市部】

自C 自治体	質問9-2)-①支援団体
1 福島市	保証人とは別に、緊急連絡先のサービスが望まれる。(生活保護、生計困難者自立支援)
3 伊達市	緊急連絡先の支援サービスは必要と感じているが、緊急連絡先となり得る支援団体を特定できていない。
4 本宮市	無回答
9 郡山市	無回答
30 会津若松市	社会福祉協議会
31 喜多方市	保険料が発生したとしても、セコムやALSOKなどの総合警備保障会社などが引き受けてくれれば助かる。
47 相馬市	無回答
48 南相馬市	緊急連絡の内容にかかる関係機関がどこかがわかる団体であることが必要 ※現状、民営へ入居する事例がないため、必要性の判断が難しい、包括支援センターや社協、市役所などそれぞれの役割で対応している、との意見もある。
59 いわき市	福島県居住支援協議会、NPO法人

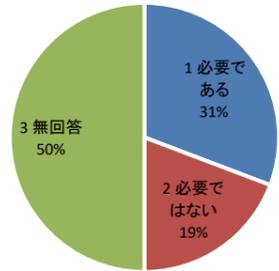
◆回答:①必要ではない[理由]【市部】

自C 自治体	質問9-2)-②理由
2 二本松市	自治体が緊急連絡先となっているため。

【町村部】回答26/46町村

質問9-1) 対処方法		集計
1	必要である	8
2	必要ではない	5
3	無回答	13
総計		26

『緊急連絡先のみ』の支援サービスの必要性【町村部】



/ 質問9-1) 対処方法C		1	2	3
自C	自治体	必要である	必要ではない	無回答
5	桑折町			●
6	国見町			●
7	川俣町	●		
12	鏡石町			●
13	天栄村			●
15	玉川村			●
16	平田村		●	
17	浅川町	●		
18	古殿町	●		
25	矢吹町		●	
26	棚倉町			●
27	矢祭町		●	
32	北塩原村		●	●
33	西会津町		●	●
35	猪苗代町		●	
36	会津坂下町	●		
37	湯川村			●
38	柳津町			●
40	金山町			●
45	只見町		●	
49	広野町	●		
50	榎葉町	●		
51	富岡町			●
53	大熊町	●		
55	浪江町	●		
58	飯館村			●
総計		8	5	13

◆回答:①必要である[緊急連絡先となり得る(期待する)支援団体]【市部】

自C	自治体	質問9-2)-①支援団体
7	川俣町	無回答
17	浅川町	無回答
18	古殿町	社会福祉法人
36	会津坂下町	特になし
49	広野町	社会福祉協議会
50	榎葉町	社会福祉協議会地域包括支援センター
53	大熊町	無回答
55	浪江町	無回答

3) 身寄りが無い者の施設入所、入院、手術などの身元保証はどのように対処されておりますか

【市部】回答13/13市

自C	自治体	質問9-3) 対処方法
1	福島市	無回答
2	二本松市	無回答
3	伊達市	無回答
4	本宮市	事例無し
9	郡山市	無回答
10	須賀川市	無回答
11	田村市	無回答
21	白河市	無回答
30	会津若松市	対象施設ごとに、個々に対応している。
31	喜多方市	市(担当者)で対応
47	相馬市	身寄りが無い状況を説明し、保証人なしで対応していただけるよう施設及び医療機関に粘り強く依頼している。市担当課で対応。
48	南相馬市	施設へ身元保証なしで入所を依頼。それぞれの施設や病院の判断に委ねている。行政としては特になし(根拠法令なし)」という回答あり。
59	いわき市	地区保健福祉センターでは対応しないが、NPO法人「地域福祉ネットワークいわき」において身元保証を実施(現時点では、賃貸住宅への入居、施設入所の場合のみ対応。)している。

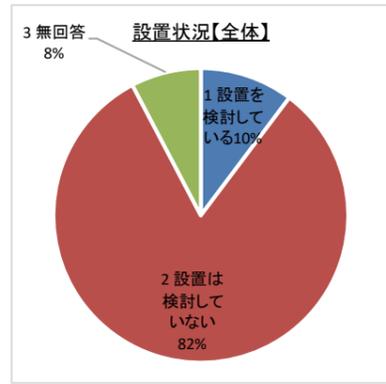
【町村部】回答26/46町村

自C	自治体	質問9-3) 対処方法
5	桑折町	無回答
6	国見町	無回答
7	川俣町	自治体で対応
12	鏡石町	無回答
13	天栄村	無回答
15	玉川村	無回答
16	平田村	事例無し
17	浅川町	現在関係機関と検討中
18	古殿町	無回答
25	矢吹町	出来る限り親戚や知人などに相談してもらう。
26	棚倉町	無回答
27	矢祭町	無回答
32	北塩原村	無回答
33	西会津町	無回答
35	猪苗代町	現時点で、あまり事例がないため一概に回答できない。
36	会津坂下町	無回答
37	湯川村	無回答
38	柳津町	無回答
40	金山町	無回答
45	只見町	無回答
49	広野町	施設や病院と協議し、身元保証無しでも利用できるよう働きかける。
50	榎葉町	成年後見人制度の活用
51	富岡町	無回答
53	大熊町	本人に近い親戚から連絡をとる
55	浪江町	無回答
58	飯館村	無回答

10. 居住支援協議会について
 国通知「居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取り組みについて」(平成27年5月15日付け
 障発0515第2号、老高発0515第1号、国住心第30号)に基づく居住支援協議会の設置についてお尋ねします。
 【別紙4参照】

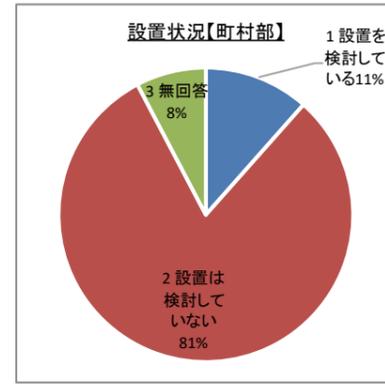
【全体】

質問10設置検討状況	集計
1 設置を検討している	4
2 設置は検討していない	32
3 無回答	3
総計	39



【町村部】回答26/46町村

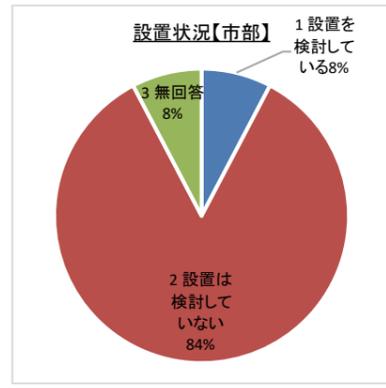
質問10設置検討状況	集計
1 設置を検討している	3
2 設置は検討していない	21
3 無回答	2
総計	26



自C 自治体	1 設置を検討している	2 設置は検討していない	3 無回答
5 桑折町		●	
6 国見町		●	
7 川俣町		●	
12 鏡石町		●	
13 天栄村		●	
15 玉川村			●
16 平田村		●	
17 浅川町		●	
18 古殿町		●	
25 矢吹町		●	
26 棚倉町		●	
27 矢祭町		●	
32 北塩原村			●
33 西会津町		●	
35 猪苗代町		●	
36 会津坂下町		●	
37 湯川村		●	
38 柳津町		●	
40 金山町		●	
45 只見町		●	
49 広野町		●	
50 榎葉町	●		
51 富岡町	●		
53 大熊町	●		
55 浪江町		●	
58 飯館村		●	
総計	3	21	2

【市部】回答13/13市

質問10設置検討状況	集計
1 設置を検討している	1
2 設置は検討していない	11
3 無回答	1
総計	13



自C 自治体	1 設置を検討している	2 設置は検討していない	3 無回答
1 福島市		●	
2 二本松市		●	
3 伊達市		●	
4 本宮市		●	
9 郡山市		●	
10 須賀川市		●	
11 田村市		●	
21 白河市		●	
30 会津若松市			●
31 喜多方市		●	
47 相馬市		●	
48 南相馬市		●	
59 いわき市	●		
総計	1	11	1

◆回答①設置を検討している【所轄部局】【町村部】

自C 自治体	質問10所管部局
50 榎葉町	建設課または住民福祉課
51 富岡町	無回答
53 大熊町	未定

◆回答②設置を検討していない【理由】【町村部】

自C 自治体	質問10-②理由
5 桑折町	無回答
6 国見町	無回答
7 川俣町	他市町村の動向による
12 鏡石町	人員予算がない。
13 天栄村	無回答
16 平田村	特に要望がないため
17 浅川町	無回答
18 古殿町	無回答
25 矢吹町	今後、必要に応じて設置を検討する。
26 棚倉町	無回答
27 矢祭町	無回答
33 西会津町	無回答
35 猪苗代町	町の組織もそれほど大きくなく、現時点で福祉部局と住宅部局の連携も取れているため、特に必要性を感じていない。
36 会津坂下町	設置に係る予算の確保が難しい。現状の部局との連携で対応できている。
37 湯川村	自治体の規模が小さいため。
38 柳津町	現在、必要性がないため
40 金山町	現状
45 只見町	自治体独自の連携を図っているため。
49 広野町	規模が小さい自治体であり需要が見込めない。
55 浪江町	県の居住支援協議会に加入しているため。
58 飯館村	飯館村には民間の賃貸住宅がなく、公営住宅等の戸数も少ないため、居住支援協議会を設置する必要性を感じない。

◆回答①設置を検討している【所轄部局】【市部】

自C 自治体	質問10所管部局
59 いわき市	都市建設部住まい政策課（予定）

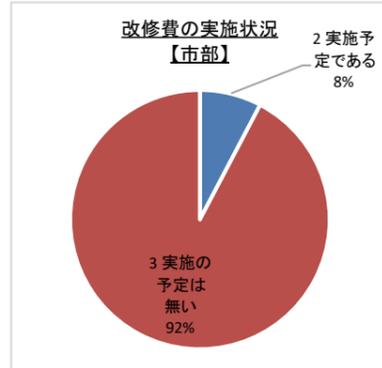
◆回答②設置を検討していない【理由】【市部】

自C 自治体	質問10-②理由
1 福島市	県の居住支援協議会に参加しており、市単位で居住支援協議会の設置の必要性が现阶段では考えにくい
2 二本松市	人員不足のため、通常業務をこなすことで精一杯の状況であり、制度導入の検討すらできないため。
3 伊達市	居住支援協議会の必要性について、検証している段階であるため。
4 本宮市	県居住支援協議会に参加しているため。
9 郡山市	現時点では、市独自の協議会設置の予定はないが、住まいの包括サポートを推進するため、福祉部局や福島県居住支援協議会等との連携強化に努めてまいります。
10 須賀川市	無回答
11 田村市	無回答
21 白河市	現在設置の検討は行っていないが、周辺自治体の動向や市内の状況を見て検討していく。
31 喜多方市	NPO法人会津北西部居住支援市民の会が既にあり、サポートを行っているため。
47 相馬市	福島県において、居住支援協議会を設置しているため。
48 南相馬市	会の意義等は理解するものの、現行の市組織のもとで居住問題に何とか取り組んでおり、設置に向けた機運が高まっていない。設置の検討は、今後の課題とらえているところ。

11. 改正住宅セーフティネット法に基づく、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の補助の実施についてお尋ねします。
1)改修費について

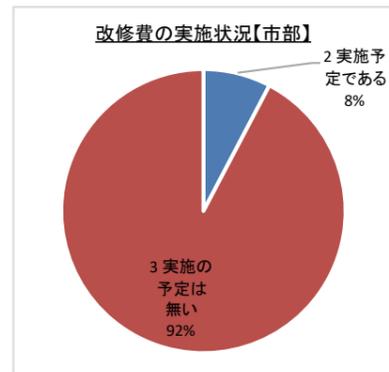
【全体】

質問11-1)改修費の実施状況		集計
1	実施している	
2	実施予定である	3
3	実施の予定は無い	36
総計		39



【市部】回答13/13市

質問11-1)改修費の実施状況		集計
1	実施している	
2	実施予定である	1
3	実施の予定は無い	12
総計		13



質問11-1)改修費の実			
自C 自治体	1 実施している	2 実施予定である	3 実施の予定は無い
1 福島市			●
2 二本松市			●
3 伊達市			●
4 本宮市			●
9 郡山市			●
10 須賀川市			●
11 田村市			●
21 白河市			●
30 会津若松市			●
31 喜多方市			●
47 相馬市			●
48 南相馬市			●
59 いわき市		●	
総計		1	12

◆回答:②実施予定である[時期]【市部】

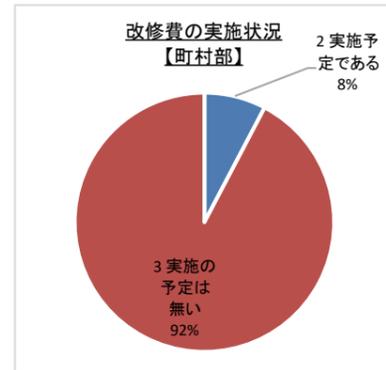
自C 自治体	時期
59 いわき市	2020年以降

◆回答:③実施の予定はない[理由]【市部】

自C 自治体	質問11-1)-③理由
1 福島市	当市では登録住戸は0件であり、見通しが立たないものについて予算を割く事はできないから
2 二本松市	無回答
3 伊達市	制度の内容を検証している段階であるため。
4 本宮市	要望が無いため
9 郡山市	市営住宅の空室を確保し毎月募集供給を行っていることから、現時点では住宅セーフティネットによる民間賃貸住宅への補助制度の創設の予定はありません。
10 須賀川市	無回答
11 田村市	無回答
21 白河市	現在実施の予定は無いが、周辺自治体の動向や市内の状況を見て検討していく。
30 会津若松市	無回答
31 喜多方市	県で補助を行っているため。また、民間賃貸業者等からの問い合わせも無いため
47 相馬市	現在のところ、当制度における方針が定まっていないため
48 南相馬市	改正住宅SNに基づく登録住宅が進んでいない中、大家等から補助の制度化への要望がない。また、市営住宅に空き部屋がある状況では、制度化予算確保の理由づけが難しい。

【町村部】回答26/46町村

質問11-1)改修費の実施状況		集計
1	実施している	
2	実施予定である	2
3	実施の予定は無い	24
総計		26



質問11-1)改修費の実			
自C 自治体	1 実施している	2 実施予定である	3 実施の予定は無い
5 桑折町			●
6 国見町			●
7 川俣町			●
12 鏡石町			●
13 天栄村			●
15 玉川村			●
16 平田村			●
17 浅川町			●
18 古殿町			●
25 矢吹町			●
26 棚倉町			●
27 矢祭町			●
32 北塩原村			●
33 西会津町			●
35 猪苗代町			●
36 会津坂下町			●
37 湯川村			●
38 柳津町			●
40 金山町			●
45 只見町			●
49 広野町			●
50 榎葉町			●
51 富岡町		●	
53 大熊町		●	
55 浪江町			●
58 飯館村			●
総計		2	24

◆回答:②実施予定である[時期]【町村部】

自C 自治体	時期
51 富岡町	無回答
53 大熊町	未定

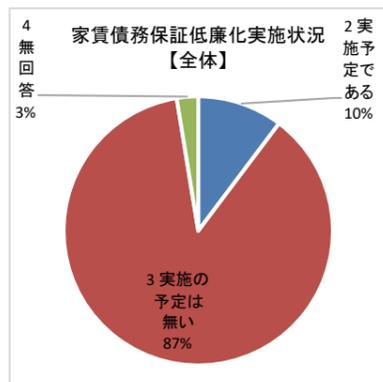
◆回答:③実施の予定はない[理由]【町村部】

自C 自治体	質問11-1)-③理由
5 桑折町	無回答
6 国見町	無回答
7 川俣町	必要性がないため
12 鏡石町	人員予算がない。また、要望がない。
13 天栄村	無回答
15 玉川村	空き家対策が進んでいないため
16 平田村	特に要望がないため
17 浅川町	公営住宅や町で管理するその他住宅にも空室がある状態で、その活用を優先する必要があるため。
18 古殿町	無回答
25 矢吹町	必要に応じて検討する。
26 棚倉町	無回答
27 矢祭町	無回答
32 北塩原村	無回答
33 西会津町	無回答
35 猪苗代町	町営住宅長寿命化計画を策定した際に調査した町営住宅需要量より、現在の町営住宅の戸数が多く、現に空家も多い状況であるため、実施の予定は無い。
36 会津坂下町	予算の確保が難しい。
37 湯川村	民間賃貸住宅が存在しないため。
38 柳津町	現在、必要性がないため
40 金山町	無回答
45 只見町	町内に民間の賃貸住宅がないため。
49 広野町	無回答
50 榎葉町	無回答
55 浪江町	無回答
58 飯館村	飯館村には民間の賃貸住宅がないため。

3)家賃債務保証低廉化について

【全体】

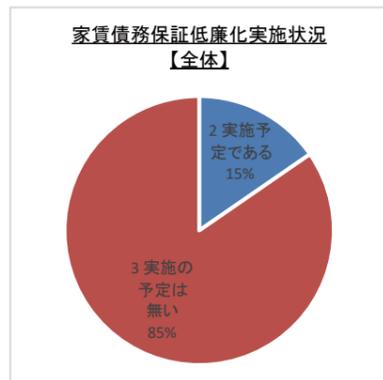
質問11-2)家賃低廉化の実施状況		集計
1	実施している	3
2	実施予定である	4
3	実施の予定は無い	31
4	無回答	1
総計		39



【市部】回答13/13市

質問11-2)家賃低廉化の実施状況C		集計
1	実施している	
2	実施予定である	2
3	実施の予定は無い	11
総計		13

質問11-3)家賃債務保証低廉化の実施状況C			
自C 自治体	1 実施している	2 実施予定である	3 実施の予定は無い
1 福島市			●
2 二本松市			●
3 伊達市			●
4 本宮市			●
9 郡山市			●
10 須賀川市		●	
11 田村市			●
21 白河市			●
30 会津若松市			●
31 喜多方市			●
47 相馬市			●
48 南相馬市			●
59 いわき市		●	
総計		2	11



◆回答:②実施予定である[時期]【市部】

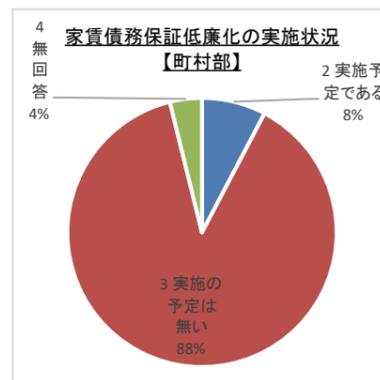
自C 自治体	時期
10 須賀川市	2020年以降
59 いわき市	2020年以降

◆回答:③実施の予定はない[理由]【市部】

自C 自治体	質問11-3)-③理由
1 福島市	当市では登録住戸は0件であり、見通しが立たないものについて予算を割く事はできないから
2 二本松市	検討するだけの時間がないため。
3 伊達市	制度の内容を検証している段階であるため。
4 本宮市	要望が無いため
9 郡山市	市営住宅の空室を確保し毎月募集供給を行っていることから、現時点では住宅セーフティーネットによる民間賃貸住宅への補助制度の創設の予定はありません。
11 田村市	無回答
21 白河市	現在実施の予定は無いが、周辺自治体の動向や市内の状況を見て検討していく。
30 会津若松市	無回答
31 喜多方市	民間の賃貸住宅より安価で市営住宅を提供しており、空き室も十分にあるため。
47 相馬市	現在のところ、当制度における方針が定まっていないため
48 南相馬市	改正住宅SNに基づく登録住宅が進んでいない中、保証会社等から補助の制度化への要望がない(※制度が普及しなければ、家賃債務保証低廉化の必要性も出てこない)。また、市営住宅に空き部屋がある状況では、制度化予算確保の理由づけが難しい。

【町村部】回答26/46町村

質問11-3)家賃債務保証低廉化の実施状況C		集計
1	実施している	
2	実施予定である	2
3	実施の予定は無い	23
4	無回答	1
総計		26



質問11-3)家賃債務保証低廉化				
自C 自治体	1 実施している	2 実施予定である	3 実施の予定は無い	4 無回答
5 桑折町			●	
6 国見町			●	
7 川俣町			●	
12 鏡石町				●
13 天栄村			●	
15 玉川村			●	
16 平田村			●	
17 浅川町			●	
18 古殿町			●	
25 矢吹町			●	
26 棚倉町			●	
27 矢祭町			●	
32 北塩原村			●	
33 西会津町			●	
35 猪苗代町			●	
36 会津坂下町			●	
37 湯川村			●	
38 柳津町			●	
40 金山町			●	
45 只見町			●	
49 広野町			●	
50 檜葉町			●	
51 富岡町		●		
53 大熊町		●		
55 浪江町			●	
58 飯館村			●	
総計		2	23	1

◆回答:②実施予定である[時期]【町村部】

自C 自治体	時期
51 富岡町	無回答
53 大熊町	未定

◆回答:③実施の予定はない[理由]【町村部】

自C 自治体	質問11-3)-③理由
5 桑折町	無回答
6 国見町	無回答
7 川俣町	必要性がないため
13 天栄村	無回答
15 玉川村	空き家対策が進んでいないため
16 平田村	特に要望がないため
17 浅川町	公営住宅や町で管理するその他住宅にも空室がある状態で、その活用を優先する必要があるため。
18 古殿町	無回答
25 矢吹町	必要に応じて検討する。
26 棚倉町	無回答
27 矢祭町	無回答
32 北塩原村	無回答
33 西会津町	無回答
35 猪苗代町	町営住宅長寿命化計画を策定した際に調査した町営住宅需要量より、現在の町営住宅の戸数が多く、現に空室も多い状況であるため、実施の予定は無い。
36 会津坂下町	事業化の予定がなく、予算の確保も難しいため。
37 湯川村	民間賃貸住宅が存在しないため。
38 柳津町	現在、必要性がないため
40 金山町	無回答
45 只見町	町内に民間の賃貸住宅がないため。
49 広野町	無回答
50 檜葉町	無回答
55 浪江町	無回答
58 飯館村	飯館村には民間の賃貸住宅がなく、公営住宅等についても低所得者であれば家賃が低いいため、必要性を感じない。

12. 住宅確保要配慮者への自治体独自の支援についてお尋ねします。

◇自治体独自の支援一覧

自C	自治体		居室確保[民費]	緊急連絡先	後見人	残置物の処分	葬儀の実施	その他
1	福島市							
2	二本松市	支援内容						住宅確保給付金事業 福祉課 経済的困窮者 離職等により困窮し、住宅を喪失した者又はそのおそれのある者に対し住宅確保給付金を支給。 原則3か月（最大6か月） 単身世帯:33,000円 複数世帯:上限51,000円
		担当部署						
		対象者						
		条件						
3	伊達市							
4	本宮市							
5	桑折町							
6	国見町							
7	川俣町							
8	大玉村							
9	郡山市							
10	須賀川市							
11	田村市							
12	鏡石町							
13	天栄村							
14	石川町							
15	玉川村							
16	平田村							
17	浅川町	支援内容			成年後見制度における町長申立を実施		埋葬、火葬の実施	墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当するもの
		担当部署			保険福祉課		保険福祉課	
		対象者			判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者		墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当するもの	
		条件			下記に掲げる事項を総合的に考慮する。 (1) 本人の事理を弁識する能力 (2) 本人の生活状況及び健康状況 (3) 本人の配偶者又は4親等内の親族（以下「親族等」という。）の有無及び当該親族等が法定後見の開始の審判等の請求を行う意思の有無 (4) 町又は関係機関が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の効果			墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当するもの
18	古殿町							
19	三春町							
20	小野町							
21	白河市							
22	西郷村							
23	泉崎村							
24	中島村							
25	矢吹町							
26	棚倉町							
27	矢祭町							
28	塙町							
29	鮫川村							
30	会津若松市							
31	喜多方市							
32	北塩原村							
33	西会津町							
34	磐梯町							
35	猪苗代町							
36	会津坂下町							
37	湯川村							
38	柳津町							
39	三島町							
40	金山町							
41	昭和村							
42	会津美里町							
43	下郷町							
44	檜枝岐村							
45	只見町							
46	南会津町							
47	相馬市							
48	南相馬市							
49	広野町							
50	檜葉町							
51	富岡町							
52	川内村							
53	大熊町							
54	双葉町							
55	浪江町							
56	葛尾村							
57	新地町							
58	飯館村							
59	いわき市							

◇質問13ご意見・ご要望

自C	自治体	ご意見・ご要望
1	福島市	無回答
2	二本松市	
3	伊達市	
4	本宮市	無回答
5	桑折町	
6	国見町	
7	川俣町	無回答
8	大玉村	
9	郡山市	
10	須賀川市	無回答
11	田村市	
12	鏡石町	
13	天栄村	
14	石川町	
15	玉川村	
16	平田村	無回答
17	浅川町	無回答
18	古殿町	
19	三春町	
20	小野町	
21	白河市	
22	西郷村	
23	泉崎村	
24	中島村	
25	矢吹町	
26	棚倉町	無回答
27	矢祭町	
28	塙町	
29	鮫川村	
30	会津若松市	無回答
31	喜多方市	無回答
32	北塩原村	
33	西会津町	無回答
34	磐梯町	
35	猪苗代町	無回答
36	会津坂下町	
37	湯川村	
38	柳津町	
39	三島町	
40	金山町	
41	昭和村	
42	会津美里町	
43	下郷町	
44	檜枝岐村	
45	只見町	
46	南会津町	
47	相馬市	無回答
48	南相馬市	
49	広野町	
50	檜葉町	
51	富岡町	
52	川内村	
53	大熊町	無回答
54	双葉町	
55	浪江町	
56	葛尾村	
57	新地町	
58	飯舘村	無回答
59	いわき市	本市におきましては、新たな住宅セーフティネット制度の創設に伴い、本年9月に福祉関係部局と住宅関係部局を中心とした「庁内連絡会議」を設置したところであり、今後、法に基づく「賃貸住宅供給促進計画」を策定したうえで、各種施策に取り組む予定とされているところです。

平成30年11月27日

関係会員（各市町村長）様

福島県居住支援協議会会長
(公印省略)

福祉と住宅の連携に関するアンケートについて（依頼）

日頃より、当協議会の居住支援活動にご協力いただきありがとうございます。
さて、昨年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）が改正され、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の居住の安定確保を推進する枠組みが整えられたところであります。

そのような中で、当協議会におきましては、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を進めるためには、福祉部局と住宅部局の連携が重要であると考え、その一環として福祉・住宅連携会議を3年間にわたり実施してきたところであります。

当協議会といたしましては、現在の福祉部局、住宅部局の連携の実態、課題、成果を把握し、福祉・住宅連携会議をより充実させるために、下記のとおりアンケートを実施いたしますので、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、アンケート内容につきましては、平成28年に実施いたしました内容を修正、追加させていただいております。

また、厚生労働省、国土交通省から発出されました連携の必要性に関する文書も併せてお送りいたしますので、今後の業務連携の参考としてください。

記

- 1 回答期限 平成30年12月20日（木）
- 2 アンケート様式 別紙
- 3 回答先 福島県居住支援協議会事務局
- 4 回答方法 メール (info@fukushima-kyojushien.jp)
- 5 参考資料【国等からの通知】

① 居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取り組みについて
(平成27年5月15日付け障障発0515第2号、老高発0515第1号、国住心第30号)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長
国土交通省住宅局安心居住推進課長通知

② 生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について
(平成27年6月11日付け社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号)
厚生労働省社会援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・安心居住推進課長通知

③ 障害者の住まいの場の確保に向けた福祉部局との連携について
(平成30年7月13日付) 国土交通省住宅局安心居住推進課（事務連絡）

④ 障害者の住まいの場の確保を促進するための取り組みの留意点について
(平成30年7月13日付) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（事務連絡）

問合せ先：福島県居住支援協議会 古河
☎ 024-563-6213
E-mail : info@fukushima-kyojushien.jp

2)「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第0329001号 平成14年3月29日)社援保発第0331006号 平成18年3月31日付け改正通知の取り扱いについてお尋ねします。【別紙2参照/黄マーカー部】

- ①.通知を適用している
- ②.通知に準じている
- ③.通知について適用を検討している
- ④.通知の適用はしない

理由

3)公営住宅法施行令の一部を改正する政令等の施行について(H17.12.26国住総第133号国交省住宅局長から都道府県知事宛)の適用についてお尋ねします。【別紙3参照/赤枠部】

- ①.通知を適用している
- ②.通知に準じている

①または②の場合に、通知第二、第一号中段の「なお、これらの者が令第6条第1項ただし書きに該当するかどうかの判断は、市町村等の福祉主管部局に対して常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る地域の居住支援体制の状況を確認した上で行うこと。」について、どのような取り扱いをしていますか。

内容

- ③.通知について適用を検討している
- ④.通知の適用はしない

理由

6. 公営住宅入居に係る連帯保証人の代替措置適用について

住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居について、公営住宅においては連帯保証人が必須要件となっており、民間賃貸住宅においても保証人を要求される場合が多いのですが、住宅確保要配慮者にとって保証人の確保は極めて困難な環境にあり、居住の安定確保の大きな障壁になっています。

このため、福島県居住支援協議会では住宅確保要配慮者を拒否しない「あんしん賃貸住宅登録制度」を創設し、協議会会員のNPO法人市民協福島が少額短期保険による身元保証及び債務保証サービスを提供しています。

つきましては、住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に係る連帯保証人の代替措置として、当該サービスの採用の可能性についてお尋ねします。

1)民賃への入居が難しい方(低所得者、障がい者等)で、保証人の確保ができず公営住宅へ入居出来なかった事例

- ①.ある
- ②.ない

2)滞納家賃を連帯保証人から回収できなかった事例

- ①.ある

具体事例・対処方法

- ②.ない

3)孤独死の葬儀及びや失踪などで残置物の処分に苦慮した事例

- ①.ある

具体事例・対処方法

- ②.ない

4)これらの解決策として、前記保証制度等(保証会社のみも含む)について

- ①.採用してもよい。
- ②.条件付きで採用してもよい

条件

- ③.採用を検討する [西暦 年適用を目的]
- ④.採用する予定はない

理由・採用に当たっての疑問、不安事項

7. 公営住宅の空き家状況についておたずねします。(H30.11.1現在)

1)管理戸数	戸
2)空き家戸数	戸
【内訳】	■政策空き家 戸
	内 建替(住改) 戸
	内 用途廃止 戸
	内 その他 戸[理由:]
	■長期空き家 戸(概ね3ヶ月以上)
	内 募集停止 戸[理由:]
	内 一般空き家 戸

8. 生活保護受給者の支援内容についてお尋ねします。

1)住宅扶助費月額 1人世帯 _____ 2人世帯 _____ 3人世帯 _____

2)代理納付について

- ①.実施している 3)へ
- ②.実施していない

理由

3)民賃オーナー、管理会社に向けて代理納付の周知実施について(上記設問で「①.実施している」を選択した方)

- ①.実施している

周知方法

- ②.実施していない

周知方法

9. 保証会社または不動産管理会社で必要となる緊急連絡先についてお尋ねします。

1)民賃において保証会社を利用する際、緊急連絡先が必要となりますが、確保出来ない場合はどのように対処されておりますか。

- ①.自治体(担当部署)が緊急連絡先となる。 担当部署名 _____
- ②.条件付きで自治体(担当部署)が緊急連絡先となる。 担当部署名 _____

条件

- ③.支援団体等へ依頼する

支援団体等

- ④.支援団体等への依頼を検討中または交渉中である(社会福祉協議会、地域包括センター、民生委員などの可能性についてもご記入をお願いいたします。)

支援団体等

- ⑤.保証会社から緊急連絡先がなくとも契約可能と言われた。
- ⑥.その他

--

2)『緊急連絡先のみ』の支援サービスの必要性についてお尋ねします。

①.必要である

緊急連絡先となり得る（期待する）支援団体

②.必要ではない

理由

3)身寄りが無い者の施設入所、入院、手術などの身元保証はどのように対処されておりますか。

対処方法

10. 居住支援協議会について

国通知「居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取り組みについて」(平成27年5月15日付け障障発0515第2号、老高発0515第1号、国住心第30号)に基づく居住支援協議会の設置についてお尋ねします。【別紙4参照】

①.設置を検討している
 ②.設置は検討していない

[所管部局:]

理由

11. 改正住宅セーフティネット法に基づく、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の補助の実施についてお尋ねします。

1)改修費について

①.実施している
 ②.実施予定である [西暦 年を目途]
 ③.実施の予定は無い

理由

2)家賃低廉化について

①.実施している
 ②.実施予定である [西暦 年を目途]
 ③.実施の予定は無い

理由

3)家賃債務保証低廉化について

①.実施している
 ②.実施予定である [西暦 年を目途]
 ③.実施の予定は無い

理由

12. 住宅確保要配慮者への自治体独自の支援についてお尋ねします。

①.独自の支援はない
 ②.独自の支援がある

[複数回答可]

支援区分	担当部署	対象者	条件
<input type="checkbox"/> 居室確保[民賃]			
<input type="checkbox"/> 緊急連絡先			
<input type="checkbox"/> 後見人			
<input type="checkbox"/> 残置物の処分			
<input type="checkbox"/> 葬儀の実施			
<input type="checkbox"/> その他 []			

13. その他ご意見、ご要望を記載願います。

【問合せ・回答先】

福島県居住支援協議会 担当:古河
 福島市五月町4-25 福島県建設センター5F
 電話:024-563-6213

【回答方法】メールにてお願いいたします。

メール:info@fukushima-kyojushien.jp

ご協力ありがとうございました。